

令和元年第2回京丹波町議会定例会（第2号）

令和元年 6月 7日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 岩 田 恵 一 君
- 2 番 野 口 正 利 君
- 3 番 坂 本 美智代 君
- 4 番 東 まさ子 君
- 5 番 村 山 良 夫 君
- 6 番 谷 山 眞智子 君
- 7 番 西 山 芳 明 君
- 8 番 隅 山 卓 夫 君
- 9 番 森 田 幸 子 君
- 10 番 山 田 均 君
- 11 番 山 下 靖 夫 君
- 12 番 谷 口 勝 已 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 梅 原 好 範 君
- 15 番 鈴 木 利 明 君
- 16 番 篠 塚 信太郎 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町長	太田昇君
副町長	谷俊明君
参事	中尾達也君
参事	山田洋之君
企画財政課長	松山征義君
総務課長	長澤誠君
税務課長	豊嶋浩史君
住民課長	久木寿一君
保健福祉課長	大西義弘君
こども未来課長	木南哲也君
医療政策課長	中川豊君
農林振興課長	山森英二君
にぎわい創生課長	栗林英治君
土木建築課長	山内和浩君
上下水道課長	十倉隆英君
会計管理者	野村雅浩君
瑞穂支所長	山内善博君
和知支所長	藤井雅文君
教育長	樹山静雄君
教育次長	堂本光浩君
代表監査委員	山本透君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	藤田正則
書記	金江美和
書記	山口知哉

開議 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和元年第2回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番議員・山田均君、11番議員・山下靖夫君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

6月4日に全員協議会が開催されました。また、同日に議会広報常任委員会が開催され、広報発行に向け、協議が行われました。

本会議終了後、この場において、全員協議会を開催します。議員の皆様には、大変ご苦労さまですが、引き続きよろしく申し上げます。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、梅原好範君の発言を許可します。

14番、梅原好範君。

○14番（梅原好範君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本年、早くも鹿児島県の屋久島では、先月18日、局地的な豪雨に襲われ、土砂崩れや道路の冠水、陥没により、登山者ら300人以上が孤立し、災害派遣された自衛隊の救助を受けながら避難する映像を目の当たりにし、改めて自然の猛威を見せつけられました。私たちが生活する近畿地方では、例年、今ごろには梅雨入りすることから、大雨のシーズンを前に、防災への心構えをいま一度、確認する時期を迎えております。

昨年7月の西日本豪雨は、岡山や広島、愛媛を中心に15府県で、関連死を含め230人以上が犠牲となる、平成で最悪の豪雨災害となりました。その被害は、本町にも深い爪跡を残し、被害を受けた地域では、発災後1年近くが経過する現在でも、集落内には大型土のうが設置されたままであり、土石流の直撃を受けた家屋の方は、今なお治山工事がかなわないことから、不自由な避難生活を継続されております。

本町が初めて経験した深刻な災害に向き合い、住民の命を守るため、最大限の活動をいただいた職員と消防団員の皆さん、常に本町を守っていただく常備消防と警察の皆さん、そして協働をいただきました地域の皆様に、いま一度、当時のご努力に心からの感謝を申し上げ、再び災害が予見される時期を目前にして、復旧工事の進捗状況、さらに今後の減災策につきまして、質問してまいります。

太田町長を初め執行部の皆さんには、関係機関が懸命になり取り組んだ今日までの経過に自信を持ち、本町の推し進める減災策が地域に安心を届けられる答弁をいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、これより令和元年第2回定例会における私の一般質問を、さきに提出しました通告書に従い、行います。

まず、1点目の質問として、西日本豪雨時には大量の降雨により河川が増水し、和知北部及び上乙見区内では、埋設している上水道の配水管が露出、寸断する被害が発生しました。当時は、担当課の懸命な作業のもとで早期に仮復旧され、住民生活に不可欠なライフラインの維持ができませんでした。再度の大量降雨により、露出している仮配管の破損が危惧されることから、本復旧に向けた現在の進捗状況と、工事完了の目途はいつごろと想定されているのか、また、減災に効果をもたらす製品として、伸縮性耐震管を採用する事例が全国的に増加しておりますが、復旧する箇所については、被害の防止と軽減に向け、伸縮耐震管の採用は計画されているのか、お聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、改めましておはようございます。

今、梅原議員からもありましたとおり、昨年、7月豪雨で大変大きな被害が発生をいたしました。経験したことのない豪雨でありまして、いまだに避難生活をされている方もいらっしゃるということで、改めましてお見舞いを申し上げますとともに、そうした被害が発生をする中で、本町においては人的被害が発生をしなかったということで、これについては、それぞれの地元の消防団の皆さん、それから地区の皆さん、いろんな方のご支援をいただいた賜物であるというふうに、改めて感謝を申し上げます。

そうした中で、和知の北部、仏主地内の林道に埋設しております配水管につきましては、林道の復旧作業と並行しまして、本管の配管を行うこととして、現在進めておるところであります。今は、仮設の露出配管によって配水を行っているというような状況になっております。完成の時期につきましては、林道災害の復旧工事の進捗によるものでありますけれども、9月末を予定としておるところであります。

また、上乙見地内の町道に埋設しております送水管なり配水管につきましても、仮設配管において現在は配水をしており、復旧状況等につきましては、道路災害の復旧とあわせて工事実施を行っていく予定でありまして、今月中旬の完成予定というふうにしております。

なお、耐震管の採用でありますけれども、復旧区間と存置区間が混在をしておりまして、埋設施工が部分的でありますことから、既設の管と同じ種類の管、同管種で行うということにしておりまして、上乙見地内につきましては耐震管、仏主の地内においては耐震管ではないんですが、伸縮性能を持っておりますその管の種類で、復旧をするということとしておるところであります。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 発災当時には、断水の不自由を最小限に抑止できたこと、さらに、今後の被害防止と軽減を視野に、高機能部材の採用が計画されていることは、地域に具体的な安心感を与えるものとして感謝をします。

次に、全町域を網の目に結び、各地域に配水している配水管の耐震化率は、現在、どのような比率で進捗しているのか、お聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成29年度末でありますけれども、水道事業の配水管の総延長40万2,912メートルということでありまして、そのうちの耐震化率につきましては、12.41%というようなことになっておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 本町における水道事業の総延長は膨大なものであり、耐震化を進める費用につきましても、相当な金額が必要となることは、容易に想像できます。しかし、さきに述べました日々の安心感を、重要なライフラインの確保により、住民の皆様を感じていただくことも、また重要なものであると考えます。

今後、全町域における耐震管への更新計画は、どのような目標を掲げて進捗させていくのか、お聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成29年度に策定をしました更新計画に基づきまして、経年化率でありましたり、漏水等を考慮して、そうした区域から生活基盤施設耐震化等交付金を活用しまして、平成30年度から10年間で、耐震化率19%を目標に、2万6,544メートルの耐震管への更新を進めていく予定としております。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 今回の災害により、断水被害に見舞われました和知北部の皆様は、過去にも長時間の断水事故を経験されており、日々の生活に安心を求める思いは、切実なものがあります。減災に大きな効果が期待できる耐震管への更新が、計画に従い、円滑に進められることを願います。

次の質問として、西日本豪雨により区域全体が被災してから1年が経過する上乙見区の復旧状況、そして、完成時期について、質問します。

この地域の災害復旧については、目に映る景色が全て変わるほどの甚大な被害を受け、著しい過疎高齢化が進行する集落内には、沈痛な空気が蔓延し始め、少しでも気を抜くと、将来への希望を失いかねない、重苦しいものでした。しかし、行政の配慮のもとで、昨年11月、復旧にかかわる全ての部署、土木建築課、農林振興課、和知支所、危機管理室、さらに京都府による説明会が現地の公民館で開催され、それを契機として、皆様のお顔に正気が蘇った記憶を、今でも鮮明に残しております。

しかし、冒頭にも申し上げましたように、今なお、生活道路には大型土のうが設置され、交通規制が継続されたままであり、治山事業の着手も見えてこない現状の中で、切れ目のない事業継続を願い、次の点を伺います。

まず、寸断した集落内生活道路及び外部と連絡する町道の機能回復について、現在の進捗状況と今後の被害防止対策をお聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成30年7月に発生をしました豪雨災害の復旧工事ではありますが、上乙見地区の国庫補助事業として、河川で8箇所、道路2箇所、計10箇所、40工区ありましたが、そのうち平成30年度内に河川を4箇所、道路1箇所、計5箇所、17工区の工事を発注しております。現在のところ、災害件数の約50%の契約となっております。町道につきましても、残土処分を残しまして、集落内生活道路は発注済みとなっております。

また、現在、大型土のうを設置しておる箇所ではありますが、二次災害防止のための

応急対策でありまして、今後は早期の片側通行の解除に向けまして、法面对策等につきまして、京都府とも協議をしてみたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 次に、越流により表土、畦畔が原形をとどめない被害を受けた農地の機能回復と、本年の作付状況をお聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国庫補助事業によります農地災害復旧工事につきましては、平成31年2月14日に工事請負契約を締結し、現在、6月末完成を目標に復旧工事を進めておるところであります。この6月末となりましたことから、今年度につきましては、水稻の作付については困難でありましたが、次年度以降については、この復旧をした農地で営農を再開をしていただきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） これより、梅雨の大量降雨期を迎える中で、深くえぐられた河川の護岸工事の進捗状況、さらに、今後の減災に向けた対策は図られているのか、お聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 河川の護岸工事につきましては、緊急性の高い箇所から順次発注をしておりますけれども、現在、継続して工事が行えるように関係団体と協議をしております。災害復旧工事の早期発注・完成に向けまして、努力をしてみたいというふうに考えております。

また、減災策につきましては、河川の点検を行い、著しい箇所の堆積土砂の撤去でありましたり、河川が閉塞をしないように、流木の撤去等、災害防止に努めてみたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 土石流が流入し、大きく被災した家屋については、再発を防止するための構造物の設置が京都府により提案されました。以降の進捗状況と、本町が所管する流末の処理はどのように調整され、進められているのか、お聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 上乙見桑谷で家屋に土砂が流入をした箇所でありますけれども、京都府の治山事業によりまして、治山ダム1基を設置をしていただく計画でありまして、また、ダムから下流の水路整備につきましても、上流の山林部分を京都府が、下流の山林部以外を

京丹波町が整備を行う予定としております。完成時期につきましては、現在、発注に向けた準備中でありまして、本町としても京都府と調整を図りまして、早期復旧に努めてまいりたいというふうを考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 以上の4点について、説明会でお聞きした内容を改めて再確認することで、被災地の皆様に安心感を届ける目的のもと、お聞きいたしました。皆様のご尽力により、円滑に復旧が進められていることに感謝しながらも、土石流の再発防止対策につきましては、この工事が完了しない限り、西日本豪雨災害における住民避難が終結することはあり得ません。

思いもよらない災害が契機となり、なれ親しんだ地域の関係が疎遠になることは、絶対に回避しなければならないことから、今後においても、京都府との調整を円滑に進めていただき、早期に安全な対策が図られますことをお願いしまして、次の質問に移ります。

西日本豪雨災害時の対応については、職員、消防団、地域の協働した活動経過が、内外から高い評価を受けております。加えて、成功事例として挙げられる要因は、本町の上流に位置する大野ダムにより実施されました特別防災操作にあり、今回の京都府による洪水調節は、本町の減災に絶大な効果を果たしました。

過去の災害事例と比較すると、当時の降水量は、大野ダムの貯水量が限界に達するものであり、従来ですと、大量の放水により、下流域で河川が越流することから、住民避難は必須となり、家屋等にも甚大な被害が発生しておりました。もちろん、その際には、職員、団員、行政区の役員等が総動員され、流量の監視に始まり、危険を察知した段階での避難勧告や指示の発令、住民が移動する際には、その誘導と避難後の安否確認に加え、避難所の立ち上げから運用に至るまで、相当な人員を投入する必要に迫られ、各地で同時多発的に発生する災害対応が手薄になる場合もありました。

今回のように、放水量の事前操作により危機的状況が回避された事実を重視し、さらに安全な大量降雨時の運用を求めるために、当時の時系列と操作内容を検証することは、必要不可欠であると考えます。発災以降、京都府と本町において、事前放流等についてどのような調整がなされたのか、お聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成30年7月豪雨におきましては、大野ダムによります特別防災操作が行われましたことによりまして、ダム下流域におけます河川水位の上昇が抑制をされ、浸水被害の防止につながったというところがございます。また、昨年12月から3回にわた

りまして、大野ダムを管理します京都府と流域の市町によりまして、「京都府大野ダムの洪水調整機能と情報の充実に向けた検討会」が開催をされまして、情報伝達に対する協議や河川水位の上昇抑制効果について、再認識をされたところでもあります。

また、今年度からは、貯水容量を確保するために、ダムの水位を低下させるという実証実験も行われておりまして、より一層、住民の安全・安心に向けた取り組みが進められておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 大野ダムを管理されます京都府との前向きな調整が継続されていることをお聞きし、大変安心をいたしております。

平成25年に発生した台風18号時には、夜間の放水により、暗闇の中での住民避難誘導等、大変困難な活動を迫られた上に、家屋への浸水被害も深刻なものでした。当時の生々しい記憶を残すもの全員が、今回実施されました特別防災操作の多大な効果に、深く安堵をいたしております。

それでは、次の質問に移ります。

新税として森林環境税が導入され、本町でも新たな財源として、森林環境譲与税の果たす効果に期待をいたしております。町域の約8割を山林が占める本町においては、この施策を最大限に有効活用することで、山林の荒廃を食い止め、森林資源のフル活用と循環を再生させる効果を求めると同時に、森林保全施策の行き詰まりによる荒廃を原因として頻発しております災害防止にもつながるものと考えます。

森林環境譲与税を活用した本町の具体的な取り組みは、どのようなものを想定し、進めていくのか、お聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 森林環境譲与税でありますけれども、地球温暖化防止でありましたり、災害防止などを図るために、地方の安定的な財源とされておりまして、森林経営管理制度に基づきまして、間伐手遅れで放置されている森林の解消を目的としたものであります。

森林でありますけれども、生物多様性の保全、それから土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供など、極めて多くの多面的な機能を有しておりまして、我々の生活と深くかかわっておるところでありまして、大きく育てております森林を主伐再造林することは、こういった森林の持つ多面的機能を維持管理することにつながっているところでありまして、特に防災・減災に欠かすことのできない役割を持っているというふう考えているところがあります。

今後につきましては、まずはその作業履歴でありましたり、所有者情報の整理から行いまして、計画的にその森林管理の意向等も確認をしながら、管理をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 森林環境譲与税を活用した具体的な運用に際し、本町と協働する本事業の委託先について、現在、調整が進められているものはあるのか、お聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 今年からその税の関係がスタートしておりまして、まず、町といたしましては、京丹波森林組合との関係で、いろいろと調整を図っているところでございます。京丹波町につきましては、国の造林補助金等を活用しながら、森林管理を担っているところでありまして、その林業事業体といたしましては、京丹波町では京丹波森林組合が1組合ということでありまして、本町の森林管理を行う上で、欠かすことのできない林業事業体というふうに受けとめているところであります。

そうしたことから、この森林組合と連携をしながら、この税が有効に活用できるように取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） この事業については、山林の現状を詳細に把握した上で、長期的なビジョンを策定する必要があると、事業を受託する側においても、相当な時間と労力をかけ、研究し、準備を進める必要があります。本事業の運用で得られた成果を、確実に地域と山林所有者に還元させることで、先人から大切に守り継がれた山林資源を維持し、安心・安全なまちづくりを実現させる目的を進める過程には、大変困難な課題も含まれているものと考えられます。

本事業を円滑に運用するため、現在、関係先とどのような調整が行われているのか、具体的な内容をお聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 先ほども申しましたように、この森林整備計画につきましては、これから放置をされている森林の調査等を、20年間かけてするという事になっております。調査が済んだところから、適切な森林の整備をするということですが、まずはその意向調査をしていくということで、それに沿ってこれから進めていくということになるかというふうに思っております。その後につきましては、当然、京丹波森林組合との連携によって、町から委託をするというような形になるかというふうに思っております。

現在では、森林組合につきましては、この京丹波の山をどう利活用するかということで、日頃から一生懸命取り組みをしていただいております。特にコストを下げて、民有林でありましたら、できるだけ収益が上がるような形での努力ができないかということで、日々研究をしていただいております。

その一つの一環として、地域林政アドバイザー業務の成果ということで、住友林業に作業工程の分析を、この2年間していただいております。その一つの成果といたしましては、林業白書によりますと、1人当たりの主伐をする能力が、数値目標が示されておまして、1人当たり10立米という数値が林業白書では定めておられます。それを検証いたしますと、森林組合につきましては、1日1人当たり10.5立米の原木を生産できる能力を有しておられるということで、これは全国レベルで言いますと、かなりトップレベルの数値というふうに分析をされているところであります。

そうした日々の業務の中で、毎日それぞれの作業班の人と検証されておりますので、そういうものをさらに今後、いろんな形で生かしていただけるものというふうに思っておりますし、そうした森林組合の技術力の高さが、今後は造林所有者への利益の還元の向上、また、森林の持つ多面的機能の向上につながっていくものというふうに思っているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 事前に私どももこの事業の内容、また、協働する森林組合との業務について、調査していただき、その調査結果は、ただいま担当課長がおっしゃられたことと同様です。詳細な分析に敬意を申し上げます。

森林環境譲与税の有効利活用については、荒廃を続ける山林保全の切り札として、その運用と効果に期待が寄せられております。行政として、十分に研究することは言うに及びませんが、専門的な知識と技術、加えて豊富な経験を有する関係先との綿密な連携のもとで推進されることを求め、次の質問に移ります。

現在、防災活動において、ヘリコプターが利用されるケースは多々あり、林野火災、山岳救助、水難救助等の対応を含め、万が一、広域的な地震、風水害が発生した場合には、消防、警察、自衛隊のヘリが出動しますが、その中で最も出動機会が多いケースは、ドクターヘリの出動です。

意識障害等の重篤な患者が発生した場合には、常備消防救急隊と協働するドクターヘリが、住民の命綱として活動しておりますが、本町内には専用の離発着場の不備により、1分1秒を争う貴重なレスポンスタイムに遅延が生じる事例があります。また、広域的な災害の発生

時には、外部とをつなぐ交通網が遮断される事態がたびたび発生することから、新庁舎に隣接する場所にヘリポートを整備する必要性を訴えます。

常時においては、住民の命を守るドクターヘリの利便性向上、非常時には関係機関との連絡網を確保するための必要な整備について、町長の考え方を伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 災害時に、ヘリコプターが非常に有効な手段であるということは認識をしております、そのためには、ヘリポートの整備が必要であるということは認識をしておるところであります。

昨年の8月、京都市の防災ヘリに試乗させていただく機会があり、京丹波町の上空も飛んでいたわけですが、いろんなところで、例えば、旧の小学校のグラウンド等ありますけれども、あそこに着陸できますかというようなことをパイロットに聞きますと、十分可能ですと、ただし、水を撒いてくださいねという話がありまして、やはり埃が立つので、水を撒いてからでないと着陸できないというような話でありました。

緊急ドクターヘリ等の場合は、心疾患、脳疾患等、1分1秒を争うということになってくると思いますので、そうした設備が必要かというふうに考えますので、少しまだ未調整な部分はありますけれども、新庁舎の中にそういったものが設置ができないかということも含めて、検討をしてみたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 通常、119番通報をし、要請内容を告げますと、受令した指令室では、症状のチェックシートに基づき、必要があると判断した場合には、即座にドクターヘリの要請を行います。本町では、公立豊岡病院及び大阪大学医学部附属病院の2系統から、緊急時の対応が受けられる要請先を有しております、そこから約14分の飛行時間で、医師と看護師が同乗したドクターヘリが、本町内に到着いたします。

しかし、私たちの町が常にお世話になっております園部消防署、丹波出張所の救急車が幸いにして待機状態にあり、即座に出隊して現場に到着していただいたとしても、ヘリは着陸要件が揃うまで上空で旋回を続け、貴重な時間を浪費しなければなりません。ドクターヘリがグラウンドに着陸できる要件としては、まず、車載タンクを有する消防車の出動が必須条件となります。当然、町内の丹波出張所からは救急車が出隊しておりますので、消防車との同時出動は不可能であることから、町外からタンク車に来ていただき、散水による砂じんの飛散防止措置と周囲の安全確認をした上で、やっと着陸態勢に入れます。これが、地理的に応援態勢の最も充実している丹波地域の現状ですから、周辺部に当たる瑞穂、和知地域では、

その条件がさらに悪化することは明白です。

このような理由で、現在の中学校のグラウンド等のみには頼るだけでなく、さらにこの機能を有効利用するために、新庁舎内隣接付近にヘリポートの整備はどうしても必要なものと考えます。

過去、また今後においても、多種多様な救急案件は必ず発生します。例えば、常時離発着できるヘリポートさえあれば、わずか14分で専門救急医と看護師が到着し、救急車で搬送されてくる患者に救命措置を施しながら、高度な医療の整った施設に向け、即座に搬送がかなうこと、また、場合によっては、14分で町内に到着する医師と看護師を現場に送り込み、現場での医療行為が可能となるなど、ドクターヘリが有する機能をフルに活用する可能性は大きく広がります。

家族が生死をさまよう重篤な状態となり、取り乱すとき、あるいは治療を開始する時間的ロスが後遺症に大差を生じる現実と向き合い、生活をする住民にとり、命綱となるべきドクターヘリの運用について、現状に留まることなく、さらに町民の皆様に安心・安全を実感していただくために、2系統からドクターヘリの救命が受けられる本町の特異性を最大限に生かす研究を、関係機関とともに進めていただきますよう、強く求めておきます。

それでは、最後の質問として、近年、町内各地で増加を続ける空き家の解消策、また、空き家の利活用による人口減少鈍化策について、まちづくりの方向性を伺います。

年次を追うごとに過疎高齢化が進行する本町では、人口減少に比例し、空き家が増加しており、地域が抱える深刻な課題となっております。空き家の状態はさまざまであり、しっかりと管理をされている空き家がある一方で、長年、放置され続けたために荒れ果て、倒壊寸前の物件があるなど、その状態と理由は多岐にわたります。

前者については、所有者の意向を確認した上で、本町に移住を希望される方にご利用いただくのが最善の解決策であり、地域の活性化にもつながるものとなります。また、後者については、どこの地域でも頭を抱える課題であり、解決に向けたアドバイスが行政に求められております。

本町に魅力を見出し、住まいを希望される方への情報提供や、所有者に向けた意向調査等の取り組みは、従来から進められているものの、なかなか成果が見えてこない中で、今年度からはさらに取り組みを進めるための機構改革が行われ、その効果に期待をしております。担当課では、従来から実施してきた対応を総括した上で、新しい体制のもとでどのように取り組んでいくのか、具体的な空き家の解決策をお聞きいたします。

さらに、兵庫県の養父市、やぶぐらし課という部署では、本町と同様の課題に悩みながら

も、定住促進制度の創設、田舎暮らし情報の発信、婚活支援事業、地域おこし協力隊の受け入れ、住宅関連補助の充実などに積極的な取り組みを行った結果、住みたい田舎ベストランキング近畿エリアで第1位を獲得するなど、高い評価を受けております。その地域の活動と本町の施策を単純に比較するのは少々乱暴ですが、それぞれが持ち合わせる環境の違いを理解した上で、参考とする点は、多々見つけられると思います。成功事例としての養父市やぶぐらし課の取り組み内容を検証し、本町が推し進める施策と対比しながら、今後目指すべき方向性について、町長の見解を伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 空き家の拡大というのは、全国的にも大変大きな問題となっております。これは農村部に限らず、都市部においても同じような問題を抱えているというところでありまして、本町におきましても、将来にわたる大変大きな課題というふうに捉えているところであります。

京丹波町におきましては、平成22年から「空き家バンク事業」を開始をしまして、物件の所有者なり、それと移住者、そして地域を結びつける施策としまして、一定の成果は上げております一方で、新たな空き家の掘り起こしが非常に課題であるというふうにも考えております。現状におきまして、移住をされている方というのは、すぐにでも移住ができます物件を欲しいということで相談に来られるわけでありましてけれども、所有者につきましては、住まなくなった物件を処分をしたいというような思いで、その空き家バンクに登録されるケースが多いというようなことで、少しそこで移住者なり、所有者のニーズというのにミスマッチがありますので、なかなかうまくマッチングができないというような状況も見受けられております。

そうしたことから、空き家バンク制度の改善でありましたり、移住者ニーズの情報の共有や受け入れ希望地域情報の発信手法の検討や、相談会の参画など、移住・定住に向けた基盤づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、地域外の人材が地域の担い手として関わっていただきます「関係人口」の増加につきましても、いろいろな先進事例はありますので、そういった事例も参考にしながら、取り組みについて検討していきたいというふうに思っております。

養父市につきましては、先ほど議員がご紹介のとおり、住みたい田舎ベストランキングの近畿の1位を獲得をされたというようなことで、非常に本町においても参考とできるものもたくさんあるというふうに思っております。養父につきましては、皆さんご案内のとおり、農業特区というようなことで、いろんな農業の取り組みもされておりますし、また、その先

ほど移住の職員でありましたり、また子育ての充実等も、そういった複合的な施策によって取り組みをされているということも、承知をしているところでありまして、単純に取り入れられるものと、そうでないものとあると思いますけれども、養父に限らずいろんなところを参考にしながら、本町としてもいろんな取り組みを進めていきたいと思っておりますし、そういった意味で、少し担当の部署が統一がされていなかったという問題もありましたので、4月から機構改革によって、移住・定住の部署を統一もさせていただいたところでありますので、そういった点で、取り組みを今後進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 梅原君。

○14番（梅原好範君） 今回の質問では、昨年起きました悲惨な災害からの復旧を改めてこの場で確認することにより、地域の皆様が安心して日々の暮らしを継続できること、そして、長年この地域で培われてきた支え合うことでお互いを守る、よき住民感情が維持されることを目的にお聞きいたしました。

50年に一度の災害が発生する危機が迫っていると表現された被害想定は、今年からは例年の大雨被害が起こる危険となります。防災にかかわる者全員が、この時期、さらなる緊張感を持ち、防災・減災に取り組ましましょう。

そして、2点目の質問では、本町が抱える課題解決に向け実施されました機構改編による取り組みに期待しながら、近隣市町の積極的な取り組みを成功事例として紹介しました。私が、一貫して求め続ける安心・安全なまちづくりは、1日も早く被害からの復旧がかなうこと、森林資源の有効利活用を再構築すること、地域の空き家を減少させ、活気を維持することなくしてその進捗はあり得ません。

今後におきましても、住民、地域、行政が同じ目的をしっかりと見定め、進められるまちづくりに期待を申し上げ、私の質問を終わります。皆さん、ありがとうございました。

○議長（篠塚信太郎君） これで、梅原好範君の一般質問を終わります。

次に、村山良夫君の発言を許可します。

5番、村山良夫君。

○5番（村山良夫君） 5番議員、村山でございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、かねて提出しております令和元年第2回定例会における私の一般質問を行いたいと思っております。

質問の前に、本日は代表監査委員様には、ご多用中にもかかわらず、私の質問のために議場へお越しいただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。ご苦労さんでございます。また

あわせて、ぜひ明快な答弁をいただきますことも加えてお願いを申し上げたいと思います。

早速ですが、本日は監査委員の職務の範囲と職責について、お伺いをしたいと思います。

その1点目は、監査委員の職務の範囲は補助金の交付要領、補助金の交付申請、指令書、支払命令書等の検査と、もう一つは、財政健全化等への意見具申とか、公平・公正な予算執行への意見の具申というように、その数的な検査というんですか、と意見具申というんですかね。そういうことも含まれていると思うんですが、監査委員の見解をお伺いしたいと、このように思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山本監査委員。

○代表監査委員（山本 透君） 監査委員の山本でございます。

最初の質問ですが、監査委員の基本的権限は、その所属する地方公共団体の財務に関する事務の執行及び公共団体の経営にかかる事業の管理を監査することと規定されております。これは、地方自治法第199条第1項でございます。

また、監査の方法は、監査のために必要があると認めるときは、関係人に対し出頭を求めることができます。また、関係人に対して帳簿、書類その他の記録の提出を求め、また、学識経験を有する者から意見を聞くことができます。これは、地方自治法第199条第7項、8項でございます。

監査をする際には、当該団体の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理、または当該団体の事務の執行が、地方自治法第2条第14項及び第15項に規定する事務処理の能率性と組織、運営の合理化の趣旨に沿ってなされているかをみるところが重要であります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 非常に丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。かなり踏み込んで詳しくしていただきまして、非常によくわかりました。

特に私がざっと申し上げた計数的なことと、それから経営とかそういう予算執行の公平性とかいうことにも、職責の範囲があるということを確認したところでございます。

その確認に基づきまして、次の質問をしたいと思います。

平成31年度予算に、株式会社グランベール京都ゴルフ倶楽部に関する債務負担行為が計上されています。この行為は、京丹波町が長期にわたり、かつ2億800万円もの多額の連帯保証をすることにならないか、監査委員の見解をお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 山本監査委員。

○代表監査委員（山本 透君） 今回の平成31年度予算書における内容につきましては、監

査委員の基本的権限は、監査委員はその所属する地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該団体の経営にかかる事業の管理を監査することと、地方自治法第199条第1項で定められており、予算の審議並びに議決においては、監査委員の権限ではないため、意見を述べる立場にはなく、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今回の答弁を聞いていますと、予算の云々と違って、私が申し上げているのは、この予算の中で債務負担行為が計上されているということ自身が、京丹波町が長期にわたって、5年間ですか、かつ2億800万円もの多額の連帯保証をするということになりますから、これは京丹波町の将来の財務の健全性に関与すると。ですので、このことについてどのように見解を、もう一度お聞きをしたいと思います。全く関係ないことで、かつ答弁の範囲でないと、こういうことでございますか。

○議長（篠塚信太郎君） 山本監査委員。

○代表監査委員（山本 透君） 先ほども説明いたしましたが、予算の審議、議決権は議会にありますので、監査委員の権限ではないので、意見を述べる立場にはなく、ご理解願いたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 予算のことについてお聞きしているのではなしに、この負担行為のことが京丹波町の財政に影響するかということをお聞きしておりますので、できれば、そのことについて答弁をいただきたいんですけども、これ以上言っても無駄になりますので、次の質問に移りたいと思います。

次のことも、全くまた同じような答えが返ってくるのではないかと予測をされますんですけども、申し上げておきたいと思います。

町民の利益に関しない地上権設定は、借地料を長期にわたり保証することになり、特定の町民への利益供与であり、公共の利益を損なうことにならないかどうか、監査委員の見解をお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 山本監査委員。

○代表監査委員（山本 透君） 監査委員の職務は、今まで説明させていただいているとおりでございます。京丹波町長等倫理条例に対する意見を述べる立場にはございませんので、ご理解願いたいと思います。

なお、京丹波町監査委員条例に基づき、毎月の予算執行後の出納検査、同条例第5条並びに決算審査等、同条例第4条につきましては、懸命に努めてまいりたいと考えておりますの

で、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） ちょっと質問をした内容と答弁とが食い違ってしまっていて、どう申し上げていいのかわからないんですが、その次に、京丹波町長等政治倫理条例についてお聞きしようと思っていたのですが、そのことの回答もいただきましたので、ちょっと戸惑っているんですけども、私が申し上げたいのは、特定の町民のために利益供与をなされて、そのことが公共の利益、いわゆる京丹波町民の利益が損なうことにならないかということをお聞きしているんです。具体的に言いますと、いわゆる特定の町民とか団体に利益を与えることとなります。借地料を長期にわたって保証するということ。その反面、その保証することによって、もしもその保証を債務履行しなければならないときは、いわゆる公共の利益に反するといえますか、町民全体の利益に反することにならないかということをお聞きしたんです。もう一度、答弁がいただけたらうれしいです。

○議長（篠塚信太郎君） 山本監査委員。

○代表監査委員（山本 透君） 先ほどから答弁させていただいていますが、監査委員としては、審議、議決ということに関しては、議会側にございますので、監査委員としては、議決された案件につきまして、その執行等確実になされているかを監査する立場にあるわけでありますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今おっしゃった、議会で議決した案件、いわゆる予算が実行、予算執行されることによって、今申し上げたような問題が起きる可能性があるということではないかということをお聞きしているのです。これもこれ以上申し上げても、ちょっと無理だと思いますので、無理というんですか、どういうんですか、その範囲の解釈が若干違うようでございますので、私が期待するというんですか、正当なというか、範囲の回答はいただけないというふうに思いますので、次の質問に移りたいと思います。

これもまた全く同じことで、多分同じようなことだと思うんですが、京丹波町は、特定の町民とか団体から質権設定をしております。この質権設定した地上権設定契約書を、第三者である株式会社グランベール京都ゴルフ倶楽部に借地権として貸与をしているわけです。このことは、当然ご承知のことだと思ひまして、まことに失礼な質問ですけども、借地権を設定しているということで、第三者からの対抗要件になることではないかと。いわゆる利益を供与したことになります。これもまた、特定の団体への利益供与であり、そのことによって公共の利益を損なう、不公平な行為でないかということをお聞きしたいんですが、まず、

答えは先ほどと全く同じことになると思うんですが、念のため、もう一度お聞きしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 山本監査委員。

○代表監査委員（山本 透君） 先ほどの答弁と同様の意見のため、ご理解願いたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 次に、3点目に、京丹波町長等政治倫理条例について、お聞きをしたいと思います。

この条例の第2条第3項に、町長等は常に町民全体の利益を保護し、自己、特定の個人、団体等の利益を求めて公共の利益を損なうことがあってはならないと、こう規定しております。そう規定しておりますことを考えますと、先ほどから申し上げました1、2、3の行為、株式会社グランベール京都ゴルフ倶楽部に対する行為とか、特定の地主に対する行為というのは、このことに抵触すると思うんですが、監査委員の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山本監査委員。

○代表監査委員（山本 透君） 先ほど、準備しておりました答弁書を、若干私のほうが勘違いいたしまして、大変申しわけございません。

監査委員の職務は、今まで説明させていただいているとおりでありまして、京丹波町長等倫理条例に対する意見について述べる立場にはございませんので、ご理解いただきたいと思っています。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） これも、質問してもまた同じ答弁の繰り返しになるかと思うんですが、太田町長は、平成30年1月29日に、株式会社グランベール京都ゴルフ倶楽部の取締役就任されています。片一方では、先ほどから申し上げていましたように地上権の設定をして、権利者になりますし、片一方では、そのいわゆる関係者、いわゆる権利債務者というんですか、になります株式会社グランベール京都ゴルフ倶楽部の取締役就任しておられるということは、利益相反行為にならないか、また、なぜこういう行為がなされているのか、お聞きをしたいと、このように思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山本監査委員。

○代表監査委員（山本 透君） 先ほどの答弁と同様の意見のため、ご理解願いたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君）　せっかく貴重な時間を費やして来ていただきましたけれども、肝心のことには触れられない答弁というのには、非常に残念に思っています。できれば、やはり監査委員として、やっぱり京丹波町の町民のために、目を光らせていただきたいと、このように思います。これも、税理士をされていますので、こんな失礼なことを申し上げたらどうかと思うんですけれども、一般法人では、株主に対する責任は。

○議長（篠塚信太郎君）　村山議員、通告にない質問はやめてください。

○5番（村山良夫君）　通告以外と違いますよ。関連で質問してんねんで。

○議長（篠塚信太郎君）　暫時休憩します。

休憩　午前10時04分

再開　午前10時11分

○議長（篠塚信太郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

村山君。

○5番（村山良夫君）　それでは、次のことについてお聞きしたいんですが、これも、これは通告にないというので、答えられないかと思いますが、過日の46号議案のときに、私は町長から私の発言が暴言だと、こう言われました。このことにつきましては、一般質問で新庁舎のこと、いわゆる関連としてすることがありますので、そこでお聞きをしたいと、このように申し上げておきました。私の暴言と言われたのがどの範囲になるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君）　太田町長。

○町長（太田　昇君）　これは通告にないのは当たり前なので、お答えをさせていただきます。

この前の議案の審査におきまして、この庁舎の必要性、この今、議会が行われておるこの施設自体が、大規模な地震等になれば倒壊をするということで、緊急に新しい庁舎を整備をする必要があるということを申し上げて、その議論をしていたところでありますけれども、村山議員のほうから、そうした大きな災害が起きた場合は、町内の町民の方の家屋も、多くが半壊、倒壊するという危険があるという中で、そんな中で新庁舎だけを議論するのは意味がないというようなことの趣旨だと承りましたので、それは幾ら何でも暴言じゃなしに、暴論でありましようというようなことを申し上げたところでございます。

○議長（篠塚信太郎君）　村山君。

○5番（村山良夫君）　それが暴論か、暴言か、どちらにしても、その行き過ぎた質問だというようには答えられないと思います。庁舎のことも大事ですけれども、町民の安心・安全な地震対策も重要なことです。だから、これは、私は暴言なり暴論にならないと思うんですが、

ここまで申し上げても暴言なり暴論だとおっしゃるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど申し上げましたが、新庁舎の建設の意味が、町民の多くの方が被災される中で庁舎が潰れる、その町民の方の地震の対策はそれぞれなり、町もいろいろな対策もやっておるところでありますけれども、だから意味がないというのは、暴論ではないかというふうに、今でも思っておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） それともう一つ、その本会議のほうが、4日ですけれども、非常に、30分ぐらい議事が停滞しました。これの原因は、議会運営委員会で町長のほうから、私は議会の議事運営がスムーズに行うために、準備資料を提供してほしいという意味で、前回のときに申し上げていました。そのことに関して、何かこの議運での委員の個人の要請は十分に答えられない、どうしても必要なら、議会として議長から資料提供を請求せよと、こういう話でした。

ところが、そういうことでしたので、私は5月31日の議運で準備をしていたのですが、資料請求をしませんでした。ところが6月4日の本会議では、十分答弁ができないということで、30分以上、審議が停滞しました。

今後、町長、議運でも委員からの資料請求を受けていただくことによって、この議会が30分も停滞するということがないようになると思うのですが、あの発言は修正か、または訂正をしていただけますか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） スムーズな議会運営に執行部側としても、当然協力をしていくと思いますか、やるべきというふうに考えておるところでありますし、丁寧な説明も行ってまいりたいというふうに考えておりますが、私が議運の中で申し上げましたのは、やはり議会のルールとして、資料の提供というのは、議長の名前で私どもがいただくものだというふうに考えておりますので、議運の中で資料要求があるのであれば、議運の中で、その議運の委員長のもとに取りまとめをいただいて、そして議長も通じて要求をしていただくというようなルールとして、お願いできないかなということを申し上げたところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今おっしゃっているのは、ちょっと回答が変わってきましたけれども、ともかく、私は資料請求、議運での資料請求というのは、その資料を見て、議題を見て、その内容について質問をしたいというんですか、聞きたいことがあるので、それを述べるわけ

ですね。だから、この前の場合、そのことは事前にありませんので、30分も停滞しましたし、また加えて、担当課長の方々は、予測もしていないと言ったらおかしいですけども、その準備に非常に大変なことだったと思います。

そういうことをなくするためにも、それは確かに委員長が取りまとめるぐらい、委員長がやってくださったらいいんですけども、それができないために、各委員が集まって町長にも来ていただいたり、執行部の関係、執行部の方にも来ていただいて、委員がどういう資料をいただきたいと、こう言っているというのを聞いていただくわけですから、議長がするとか、委員長がするとかいうことじゃなしに、そこへ参加されているわけですから、そのことについて、私は真摯に準備をしていただきたいと、そういうことによって、議会運営がスムーズにいくし、また、職員の方々が急いでいろんなことをしなくてもよいようになるというように思いますのでね。そういうことができないかどうかを聞きたい。この前の失言ですね。いわゆる答えられないとか、議長を通じてとかいうことが、訂正をしていただけますかと、こういうふうにお聞きしています。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、スムーズな議事の運営ができますように、資料請求等がありましたら、議運の中で十分協議をいただいて、委員長名で取りまとめをいただいて、議長を通じて、その資料要求をしていただくというのが、一番スムーズな議事運営につながるというふうに考えているところでありますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そういうことになりますと、これはどちら側の問題なのかわかりませんが、議会運営委員会の開催日を、その議会の少なくとも1週間から10日前に開かないと、そういう手続はできないと、こう思いますが、議長、この点、議会としてどうするかということも検討していただきたいと、このように思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

新庁舎建設についてでございます。

まず一つ目は、準備工事費、いわゆる道路拡幅工事費、排水工事を含む総事業費の規模は幾らになるのか、お聞きをしたいと思います。特にその中でお聞きをしたかったのは、過日の46号議案の可決分を含めますと、全体の事業規模とかいろんな詳しいことが公表もされずに、3億円余りの予算が執行される、先行して執行されることになるんですが、これは何にしても難しいというか、非常に町民の方は疑問を抱かれることではないかと思うんです。そ

ういう意味では、何で今までかかるのか。特にこの新庁舎の問題というのは、前町長の任期も入れれば、もう既に2年以上経過しているわけです。にもかかわらず、そういう具体的なことはなしで、部分的に3億円もの金が予算執行されるということになるのは、非常に問題があると思うんですが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成31年3月定例会で提出をしております概算事業費資料のとおりでありまして、新庁舎整備事業費というのは29億5,000万円、町道蒲生野中央線道路改良工事につきましては6億円、そして蒲生野排水路整備事業については3億円を見込んでおられるところでありまして、これにつきましては、6月4日の議会のところでも申し上げましたが、やはり概算額であります。これは、今、庁舎につきましては、詳細設計にかかっているところでありまして、今、概算額でしか出ないということですし、蒲生野中央線なり排水路の事業についても概算額でありますけれども、しっかりとした設計等が固まり次第、事業費が固まりませんので、そうした概算額になるということは、ご理解をいただきたいというふうを考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 2点目は、平成29年12月の議会で、所信表明をされました。ここにその一部を持ってきているんですが、選挙中にこういうことを感じたということが、四つ、五つほど上がっています。

一つは、少子高齢化が進む中で、集落の機能が維持できるか、不安に思っておられる町民が非常に多い、それから、先祖から預かった田畑を、この先も守っていけるかどうか、不安に思っている。それから三つ目に、人口減少が進む中で、将来への不安がある。四つ目に、こういう中で、新庁舎を建設されて、町の財政は大丈夫なのかという不安があるということも挙げられて、こういうことについて、行政のその公平、公正、いわゆる情報公開が十分できていないということで疑問を持っておられる町民の方々が非常に多かった。そのことが、太田町政を誕生させた一つの大きな原因だと、こう思うんですが、今もこの町民から聞かれた、こういう不安とか疑問とかいうようなことは頭の中に持ち続けられて、1年半の行政に携わってこられたのか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） その所信表明で言ったその不安というのは、今もって、同じ不安を町民の皆さんも感じておられるというふうに考えているところでありまして、そういったことから、町長に就任してから、もともとの事業費の圧縮も、人員配置の見直し等で行わせてい

ただいたところでありまして、それ以外のその進捗につきましては、タウンミーティングで町民の皆さんへお知らせなり、説明をさせていただいたところでありまして、あとそれ以外にも、広報紙でありましたり、ホームページ等で情報発信をしておりますし、町の庁舎の建設に関しては、パブリックコメントも募集をさせていただいておりますし、設計ワークショップを開催をして、いろんな方のご意見も聴取をしておるといようなことで、情報公開と意見聴取に努めておるところでありますので、公正・公平という意味では、問題はないというふうに考えているところでもあります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 特に、先ほど申し上げた4番目の新庁舎を建設しても財政は大丈夫なのかということに関しましては、町長も選挙の公約というんですか、中で、身の丈に合ったものに検討すると、こうおっしゃってましたし、私ほか2名の議員の間で、この庁舎のいわゆる事業規模を身の丈に合ったものにするということですね。一から財源、それから規模、構造、検討して、そういうものにするという政策協定をしまして、町長は町長で町長選挙を戦われるし、議員は議員として、私ども3名はそういうことを議題にして戦ってきました。それ以外のことは当然ですけれども、是々非々でやるわけですけれども、この二つの、一つ申し上げていませんでしたけれども、丹波地域開発の事後処理の問題、それからこの新庁舎の問題については、そうしてやってきました。

にもかかわらず、就任1年半たって、まだ先ほどから、個々の細かいことはできないということなんですけれども、やはりできるだけ早いこと、情報公開をしてもらうことが大事だと、このように思うんですが、そういうお気持ちはないかどうかということと、もう一つ、そういう事業規模とか、予算のその手立てですね。具体的な案というのが、いつごろ町民の方に公表していただけるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在、その詳細設計に向けましてやっておるところでありますので、その公平・公正と言いながらうその数字を発表するわけにまいませんので、しっかりと固まってから発表させていただくということでありまして、財政が厳しい中で、身の丈に合ったということで、そういったことで庁舎の人員配置等も見直しをしながら、その面積を減らして、約5億円、15%ほどの建設費の削減を行ったところでもあります。

身の丈と言いますけれども、身の丈はそれぞれに考え方も違いますので、どこまでやればということとはなかなか一致をしないところもあるのかもしれませんが、それはいろいろと努力をして、その人員配置も行ったところでありまして、またそういったことで、財政

の関係につきましても、それはそれで非常に厳しいということは、私も認識をしております。

そうした中でありますけれども、この庁舎がこのままでいいということにもなりませんので、やはりどこかで庁舎は、長年先送りされてきた課題でありますけれども、安心・安全なまちづくりというのは、非常に重要な町政の課題となっていますので、しっかりと整備をしていく必要もありますので、そういった必要性も考えながら、総合的な判断で庁舎を整備をしていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 私も新庁舎の建て替えは絶対必要だと、絶対必要と言うと、ちょっと言葉があれですけども、行政の必要要件の一つだと、このように思います。

先ほどもお話しされましたけれども、総合的な判断と、こうおっしゃっていますけれども、構造物を、例えば耐用年数の長い木造建築物から、木質建築物から、鉄筋鉄骨造りにされますと、一応、公共事業では30年と60年、いわゆる倍ほど長くもつ。また、減価償却の基準では、木造は24年、それから鉄骨造りは34年というふうに、40%強長くもつと、こういうことになっています。こういう点ですね。いわゆる予算規模を抑えるという意味で、木造ということだけに偏るんじゃないし、総合的な判断とおっしゃっていたように、木質だけじゃないし、鉄骨とか鉄筋とか、そういうことを配慮に入れた点には、検討される余地はなかったのか、今もないのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 耐用年数、これは税法の省令上の年数かと思っておりますので、必ずしもその年数で老朽化する、また使用ができないというふうなことにはならないというふうに思いますし、また、この現にこの今、議会がやっておる庁舎というのは、木造で30年ということでありまして、今年これは60年を迎えますので、その耐用年数の倍をもっているということでありまして、また、いろんな使用の条件によって、その耐用の年数は変わってくるものだというふうに考えております。

さきの4日の木材調達契約のところでも、いろんなご意見もいただきましたけれども、この議員の中で、町内の林業の振興をしていかなければならないということに反対の議員の方はいらっしゃらないというふうに、あのときも感じたわけでありまして、やはり町内の林業を振興する上で、やはり木造の庁舎というのは必要だと思いますし、その木造の庁舎を建てるための木材というのも、町内の町有林の中に、伐期を迎えた60年ほどの樹齢の材がたくさんあるということで、それを伐って使って、そしてまた植林をするということで、森林の循環にも貢献ができるというふうなことで、もちろんその鉄筋とかいうものに意味がないと

は言いませんが、これも、今度の庁舎についても鉄筋コンクリートを木造でやるわけですから、いろんな長所も組み合わせながら、さらには木のいいところを十分生かして、京丹波町にふさわしい庁舎を考えたときには、やはり木造というのが非常に自然に選択されるものではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 何かけちをつけるようで恐縮なんですけれども、この庁舎ですね。オール木造じゃないと思います。横のはりは多分鉄骨を使っていると思いますので、これも複合建築物だというふうに思います。

それと、耐用年数とか減価償却の基準の年数というのは、一つの基準で、それをどうアフターケアするかということで、寿命は幾らでも延びると思います。それはそのとおりだと思います。ただ、その減価償却の年数が決まっているというのは、アフターケアをする費用も算出して、木造の場合でしたら、ある一定の金額で24年しかもたない。鉄骨造りにしていると、ある一定のアフターケアの費用で34年もつと。こういうことで、減価償却というのは算出されているんだと思います。

だから、そうでなかったら、それを決める、減価償却というのは、費用を先落としできるわけですからね。当然そういうことが考えの中に入っていると思うんですが、そういう点で考えまして、ただ、アフターケアをしたら何年ももつと。そんなもん、神社や何か、もっと長いこともってるやないかとおっしゃっていますけれども、それは、やっぱりそれなりの金をかけて、大変な補修工事をやっていると思います。現在やられている清水寺の補修のための費用というのは、相当な金額だというふうに聞いています。

だから、そういうこともありますのでね。庁舎の場合も、やはり現実的に安価というんですか、安く、投資資本が安く済んで、庁舎としての十二分とまでいかなくても、十分な機能が果たせるようにすることを考えの中に入れておられる必要があるということを指摘だけしておきます。

それから5点目は、今回購入した柱にも、用材にも関係するわけなんですけれども、強度に関する用材は、JAS規格品としているというように、過日の46号議案の説明のときに、担当課の方からお聞きしました。JAS規格の製品を組柱に加工した製品だということにもお聞きをしました。そのときの説明で、JAS規格に合格している材料を使って組柱を加工したら、その組柱もJAS規格に該当すると、こういうような答弁でしたけれども、そうではないと思うんです。組柱というのは、一つのもう完全な製品ですからね。この製品そのものがJAS規格認定工場で生産されなければ、またそれを規格に合っているという証明がつい

ていなければ、いわゆる町が求めている J A S 規格の用材を購入するということにはならないと思うんですが、町長の意見をお聞きしたいと、このように思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今回の木材調達の契約の相手方は、J A S の認定工場ではありません。今、おっしゃられたような問題については、当然問題がないようにやっていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5 番（村山良夫君） 問題がないようにということで、この前の説明では、いわゆる J A S、いわゆる粗びきした柱を、J A S 規格の工場で、J A S 規格に合った製品にさせていただいて、それを改めて J V の工場へ持ち込んで、それを組柱に加工される、言うてみたら、集成材をつくれるということになるわけです。ですので、その組柱そのものが、もう既に立派な製品なわけですね。その製品をつくる工場が認定工場でなかったら、この町が求めておられる J A S 規格の規定品を建築用材に使うということにはならないのでないかということをお聞きしています。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、木材調達のその専門家等の見解によって、そういった問題がないように、行っていきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5 番（村山良夫君） ちょっと念のために確認しておきますけれども、今回の新庁舎に対する柱とか、いわゆる強度が必要な部分については、J A S 規格の合格品を使う、規定品を使うということですね。そうでないんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） はい。ご指摘のとおり合格品を使ってまいります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5 番（村山良夫君） そうすれば、くどいようですけれども、組柱は一つの集積材、集成材の柱と全く同じことになるんですね。これは聞いた話で事実かどうかわかりませんが、集成材にすると、製品のできる工場がかなり遠いということと、価格的にもかなり高くつくということで、予算的に難しいということで、この新しい方法を考えられたんだと思うんですが、これが J A S 規格に合っている工場で、合った規定品であるということは、絶対条件なわけですけれども、その点について、もう一度確認しておきますけれども、共同企業体、J V の企業体の工場では、それは不可能だというふうに町長おっしゃいましたね。それなら、どう

されるのか、お聞きをしておきたい。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 製品はJASの規格でつくりますし、それはこういった加工工程で、
どういうふうになるのかは、専門家にしっかりと確認をしながら、違法といえますか、問題
がないようにやっていく所存でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） その専門家、専門家ということですが、これ、聞いていると、
非常に新しい製品ですね。組柱という、こういうやり方そのものは。その場合、この製品を
使った工場とかいうのは、実際あるのかどうかということをお聞きしたいと思います。そう
いう工場があって、そういう実績があるんですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 組柱というのは、本来の木造建築におけます軸組工法の一つでありま
して、その柱を何本かの柱を束ねてつくるということで、別に目新しい技術でも何でもなし、
昔からあった方法だと思いますし、それを接着剤で貼り合わせて、これは中心までの乾燥を
しっかりやるという意味で、例えば24センチ角のものを幾つかに切って、それをそれぞれ
で乾燥させて、貼り合わせてビスでとめるというふうなこと、これは考え方としては、組柱
でありますけれども、今までそうした技術がなかったということで、今回この庁舎で新たな
技術として採用いただくということで、そういう技術でありまして、どこかの工場で行って
いるとかいうふうなことはありませんので、今、実証実験なりをしながら、強度や耐火等の
性能を京都大学なり京都府立大学なり、いろんなところで実証実験を行っていただいている
ということでもあります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 私も勘違いしていたんですけれども、今の町長おっしゃったように。
この組柱というのは、組柱工法のことだと、こう思っていたんです。ところが、この46号
議案の審議のときに、契約の対象はJAS規格に合格した製品を対象にしているという、こ
ういう答弁でございました。工法と違って、その製品、いわゆる集成材の柱と全く同じこと
だと、このように理解します。だから、そういうことで使った庁舎等はないということだと
思いますので、今の町長の答弁によりますと、ないということなんですが、非常にそのこと
は、予算の30%以上を投入する事業としては、実績のないものをやるのは非常に問題だと
思いますし、町民の方々も非常に心配をされるんじゃないかと思うんですが、その辺の見解
をお聞きしたいのと、それからもう一つは、瑕疵責任の範囲なんですね。そのJVの契約し

た業者以外の、いわゆる J A S 規格をつくられたところへも及ぶのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 組柱の実績がないということでありますけれども、それは新しい技術ですから、実績がないのは当然でありますけれども、そのやり方としては、従来からあったものと変わらないわけでありますので、特にそういう、実証実験もしておりますので、そういう不安とかはないというふうに思っております。

それから、もう 1 点の瑕疵担保責任のご質問でありますけれども、瑕疵担保責任というのは、いろんなケースで複雑な法律の関係が発生すると思っておりますので、一概な話として申し上げるということではできないというふうに考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5 番（村山良夫君） 瑕疵担保につきましては、この前の 4 6 号の議案のところに、二つに分かれまして、製品そのものには 2 年、それから、施工したものの全体では 1 0 年と、こういうように課長から説明を受けたように思います。ですので、一般的にはもうそういうことが決まっているわけですから、いろんなことで変わるという答弁はちょっとおかしいと、このように思います。

それから、通告していました 7、8 は、今、それで済ませてもらいました。

最後にもう一つ、お聞きをしておきたいと思います。

新庁舎の用材を確保するために、安栖里地内の山林を伐採されました。間伐されました。それによつての収支につきましては、4 6 号議案のときに答弁をいただきましたので不要です。結構ですけれども、あの現場を見に行かせていただきましたが、非常に厳しい地形でして、植栽は、府とか国の補助金で一応終わったようですけれども、今後の草刈り作業、枝打ち作業、間伐作業は誰がするのか、また、その費用は誰が負担していくのか、お聞きをしたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） これまでもそうなんですけれども、国の補助事業を活用して実施をしていきたいというふうに思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5 番（村山良夫君） あの地形は、課長は当然見られましたね。大変な場所だと思います。草刈り作業をしても、あの傾斜で昔、6 0 年前ですか、のように、人力で長柄で草刈りをしているのでは、あれば可能かもしれませんが、最近は草払い機を利用することが多いと

思うんですけれども、ああいうのを利用してしまして、何か石に当たって、その反動でちょっと足場を崩したら、谷底まで落ちてしまうのではないかというような危険性があるように思いますし、また、説明していただきました担当課の方の話によりますと、今回、伐採をして木を切ると同時に、高いところの木は自然に谷間まで落ちてしまっ、収材作業が助かったというような笑い話みたいなことをおっしゃっていましたが、そういうことですので、切った木が下まで落ちると一緒に、作業中にそういう事故とかも起きる可能性があると思うんですが、その点については十分配慮した上でやっておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） その辺につきましても、当然、伐採するときにも危険性を伴うわけではありますが、それはプロとして、森林組合がその地形の状況等を把握しながら、これまでこれからも安全には十分配慮をして、実施をしていただけるものというふうに思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） それでは、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（篠塚信太郎君） これで、村山良夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時55分までとします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、隅山卓夫君の発言を許可します。

8番、隅山卓夫君。

○8番（隅山卓夫君） 8番議員の隅山でございます。

朝から大変ストレスのたまるような状況でございまして、若干私は、そのストレスを解けるような質問になったらうれしいなと思っております。

と申しますのも、いよいよ新庁舎も建築着工に向けて、この秋の着工に向けて、時期を迎えております。そんな状況の中で、先般行われました開会日におきまして、即決という形の中でご審議を賜り、多くの議員の皆様のご賛同を得て、新庁舎の木材調達契約案件が通りましたことを、安堵いたしております。ただ、新庁舎につきましても、今も町民の皆様方からご

意見を伺ったりしますときに、一抹の不安というものをお持ちの中でおられる方も多くあられるわけですし、町長を初め執行部の皆さんにあられますは、さらに住民の皆様への親切丁寧な、そして庁舎はこういう庁舎にするんです。その庁舎については木材をこう使います。今の山の現状はこうなってるんです。だから、もう伐って、使って、植えて、そして植栽をしていくと、そういう形のサイクルに早く持って行っていかないと、山が疲弊をしております、動物さえもが山に住むのがもう嫌だと、地上におりて、人間と一緒に住まいをしてみたい、そんな状況になっておることも事実でございます、そういう動物たち、本来は山に生活をしており、山の中で元気に飛び回り生活をしていたものが、我々、人の人工林によりまして、そういう生活空間をとってしまったと。早くそういう動物たちが元気よく飛び跳ねる、人間様の怖いところへ出てくるようなことのないような環境を早くつくってやる必要があるんだと、そういったことも含めまして、先日、産業建設常任委員会で、伐採現場に行ってきました。非常にきれいに植栽をされまして、土場といいますか、表土が荒くれていたところは、下草も生えまして、これが森林だなと。早くいい材として成長していくために、今後ともいろんな意味合いにおいて、見ていかなあかんというふうな思いをしております。

今、中学校の職場体験と申しますか、いろんな形の中で、森林組合のほうでおやりになっておるんですけれども、やはり林業、山の状態、こういったものを子どもたちの目を見て、そしてできれば町長自身もそこに行っていていただいて、こういう山の状態になっています、今度、庁舎はこういう山の木を使って、こういうふうにするんですと。こういうふうな形で、適正に管理された山に早く持っていく必要があるんだよというふうなことで、子どもたちにそれを教えて、子どもたちが感動するような、そういう宣伝と申しますか、いわゆる木造庁舎に向けて、子どもたちのしっかりとした後押しと申しますか、そのことがやはり住民の皆さんの大きな大きな後押しにつながると思っていますので、それは町長の大きな推進力になるものと、私は思っております。そういったことに刃向かうような、そういう町長のその答弁姿勢ね、これについては、もう少しやわらかくしていただいたらうれしいなというふうに思っております。

とにもかくにも、木材調達提案が無事通ったということの中で、そういったこと、今、申し上げたことを念頭に置きながら、今後、十分な施策の推進に当たりましては、住民の皆さんの声がそこに通った、そういう形の施策を推進していただきたいなというふうな思いで、一般質問に入らせていただきます。

新庁舎建設につきまして、新庁舎整備事業については、建設予定地での備蓄倉庫等の建設が着工されており、町民の皆様初め基本計画審議会、基本設計ワークショップなどにご尽力

をいただきました委員の方々にとりましては、京丹波町振興の拠点となる新庁舎の建設が、いよいよ始まったなど、期待と少なからず感動をされているとっております。

先般の臨時会における新庁舎整備事業木材調達契約案件が否決される事象は、町民の期待と感動に大きく背く重大な出来事であったと、私は思っております。否決の要因等を見ますと、詳しく申しませんが、丁寧な説明と、それに伴う資料の不整備が大きな要因であったというふうに思っております。今後は町民の皆様が不安や疑問を持たれることのないよう、行政と議会がしっかりとスクラムを組んで、その期待に行動をとるべきであると、強く思っております。

その上で、新庁舎建設事業の推進に当たりまして、町長の強い指導力、それと住民の皆様の大きな力を背中に、どういうんでしょう、向けてもらえるような、そういうような進め方をどうしていくのかということについて、見解を伺いたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 初日にお世話になりました新庁舎の整備事業の木材調達契約につきまして、議会の皆さんにご同意をいただいたということに、心から御礼を申し上げたいというふうに思います。今後におきましても、新庁舎関連の議案にかかわらずですけれども、一定整理もさせていただきながら、ご理解もいただきながらですが、できる限りわかりやすい資料の提供でありましたり、丁寧な説明に心がけてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほど、議員のお話でもありましたけれども、新庁舎の建設事業につきましては、今後、7月から町内12カ所でのタウンミーティングも予定をしておりますので、そうした中でも丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思っております。これで町民の皆様のご理解も得たいというふうに考えておるところでありますし、また、町内産の木材でつくる意義につきましては、これはやはりその小学生や中学生にもしっかりと伝えていく必要があるというふうに考えております。いずれにしましても、町有林を伐って、使って、また植えるというような森林のサイクルにおいて、そういう森の町での木造の庁舎ができるということで、この議会でご同意をいただいたことによりまして、現場で働いていただいている林業の労働者の皆さんが、非常にモチベーションが上がった、士気が高揚した、やる気が出たというふうなことをおっしゃっているというようなことも、森林組合長を通じて私もお聞きをしているところでございまして、しっかりと進めてまいりたいというふうに再認識をしているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 隅山君。

○ 8 番（隅山卓夫君） 今、町長、答弁いただきましたように、私も森林組合の組合長、今日も実は傍聴に見えておりました、ぜひとも今の現在の京丹波森林組合の組合長をはじめ、従業員の方皆さん、本当に今回の町産の木材の切り出しに当たりましては、相当量の神経を使いながら、できるだけ、皆伐でございますから、いろんな木がございます。できるだけ有効に使えるように、どういう方向に倒して、どういうふうな搬出をするか、こういったこと等も十分に注意しながら、時間をかけて伐採、通常の伐採とは全然違う伐採をしていただき、また搬出等についても、途中で傷つく、そのことで材が保証されないと、そういったことがないように、相当量の時間をかけて、搬出をやっていただき、また、目利きについても、いろんな意味で、できたらこの木はちょっと生き節があったり、どうこうするんだけど、末口等の関係から、どうしても最近の間伐が上のほうまでできていないというふうなことで、末口 20 のやつをとろうとすると、どうしても元口のほうで持っていかなあかん。そうしますと、加工が非常に長くかかるんですね。同じ柱をとるんでもですね。

いろんなことを考えてもらいながら、一応今回でも資料として提出をいただいております、非常に詳細にいただき、町内の木材の価格の低迷と申しますか、これだけ伐採したにもかかわらず、J V の共同事業体の皆さんにお買い上げをいただいたのは、少し落胆を私もしているんですけども、ただ、A 材という形の中では、各方面に非常に市場の値のいいところに出していただきまして、その中でもできるだけ伐採、搬出費用がかからなくて、町としての売り上げ収入になるようにというふうな努力の中で、関係する森林組合の皆さん、J V の皆さんが努力をしていただいたおかげだろうというふうに思っております。

皆伐をするにしても、今回は林政アドバイザーの住友林業、これはもう全国的なスパンのところがございますので、しっかりとした形の中で目利きをしていただき、この材については、ここのほうがいいですよとか、そういうふうな形で、一番今回の庁舎の建設に当たって、木材の調達する用途に応じて、よい伐採地ということで選定をしていただき、搬出をしていただいた結果というふうに思っておりますけれども、非常に大きく成長した木が、庁舎に使う木材としては不適だと、そういうふうなことになっているという現実も、まざまざと見せつけていただけたなというふうに思っております。できるだけ早く、木材調達、何かにつけてですけれども、森林で今現在、植栽されたものは、50年、60年、70年とたつ中で、大径木化になっているというふうな形で、大きな木になればなるほど、利用用途が狭まれて、その苦勞が代価としてあらわれないというふうなこと等も言われておりますので、できるだけ早く伐採をして、伐採をした木は町民に還元するというような考え方の立場で今後も進めていただけたらうれしいなというふうに思っております。ぜひよろしくお願いま

す。

続きまして、3月定例会におきまして、第三セクター、道の駅関係でございますけれども、特に和知、「和」、それから「瑞穂の里・さらびき」の経営実態について、非常に厳しい状況にあるということについては、町長等も答弁いただきましたし、私も実際に現地を見まして、どうにもならない状況というのがありまして、今後も今の集客数の原因につながっておるようなことにつきましては、なかなか縦貫道が一通貫しますと、一旦離れた人を戻すという形のもの難しいというような状況の中で、行政としてどのような取り組みをされていくのかという形で質問を申し上げました。そのときに、府の支援機構、京都産業21の専門家や商工会経営支援員による経営財務の分析をまずやります。次に、そのことについて、するというふうなことを答弁をいただきました。そのことについて、分析結果は出たのでしょうか。また、その分析結果を受けて、「和」あるいは「瑞穂の里・さらびき」に対して的確な指導がされておるのか、伺いたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この二つの道の駅ともにですが、京都産業21の登録をされております専門家、また京丹波町商工会経営支援員の方に、現状、経営財務等の状況につきまして、決算書類等の書面による分析をいただきまして、一定の結果の報告も受けたところでございまして、今後も引き続きまして、その専門家等による現地調査やヒアリング等も行っていただき、さらに詳しく調査・分析をやっていただく予定としておりまして、そうした中で課題の洗い出し、また、改善に向けた取り組みについて、指導なり助言をいただきたいというふうに考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 隅山君。

○8番（隅山卓夫君） 今も答弁いただきましたが、とりあえず、指定管理者の皆さんは、今の現状というものを十分認識をされておきまして、そこで働く職員の皆様がどのようにして経営改善に向かうかということを一生涯懸命考えられ、悲しいことではございますけれども、当分の間、手当をこういう形で協力してほしいとか、いわゆるその改善策としては、非常に後ろ向きな形になっておるといふふうなことでございます。町の職員の皆さんでも、町財政がこんな状況なんで、大変なんで、町長のお願いが職員の皆さんにわかりましたと、私の給料は何ぼカットしてでも、この町のために頑張りますということには、なかなかつながらんと、私は端的に言ってなると思っております。長期間、こういう状況下に置くということについては、非常に先行きを心配するわけでございまして、抜本的な経営分析に基づいて指導をしていただきたい。何か具体的な指導その他がありましたら、お教えいただけたらうれ

しいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 先ほども町長から答弁がございましたように、商工会、それから、京都産業21の支援員の方に、今後も経営分析等、携わっていただくこととしておるところであります。

また、今現在ですけれども、もう既に4月から行われておるんですけれども、瑞穂の「さらびき」のほうでは、軽食コーナー等の食事の改善等も行っておられますし、「和」のほうでも、若手職員によります経営会議を毎週1回開催をするなど、その両駅とも、中でも気分を変えられて、今後の経営改善に向けて、現在取り組みをされておるところでございまして、町といたしましても、そうした支援の中に一緒に加わらせていただいて、現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 隅山君。

○8番（隅山卓夫君） ありがとうございます。

現実的に、私もこういう質問を差し上げるためには、「さらびき」、「和」、かなり頻繁に顔出しをしております、昨日も「さらびき」へ寄りましたら、ある人が、「隅山議員、また見えてるんですね」と、こういうふうな形で言われまして、お団子とまんじゅうと、1,800何ぼでしたかね、買い入れをしましてみとるんですけれども、車の駐車台数等を見ますと、きのうは平日でございました。非常に暑苦しいときで、ちょうど3時半ごろであったと思います。そこそこの台数が駐車され、大勢の方が来店されているということで、この時期、非常に一番道の駅としては、収益の上がる時期を迎えようとしているときでございまして、そういったことと反動して、減っているというような形になりますと、非常にまずいので、常々伺いをしながら、その状況を見させていただいていると。

先月には、加悦町ですね、あそこへ行ってまいりましたら、縦貫道の影響をもろに受けておりまして、ペンペン草は生えているし、とんでもない状況になっておりまして、その点は、町の行政の皆さんが、いろんな形の中で、あるいは住まいをするそれぞれの住民の皆さんが、道の駅を第一義的に考え、我々の生活の拠点、あるいは生活の農産物をそこへ売って行って、都会の皆さんに買っていただく、そのためにはいいものをつくって、いい店舗状況の中で、大勢のお客さんを迎えたいと、そういうふうな意味合いで頑張られておられますので、ぜひぜひ地方の疲弊につながるようなことについては、逐次、職員の皆さんも訪れて、その状態をつぶさに見ていく必要があることを思っております。ぜひとも机の上に座って考えるんじ

やなくて、実際に自分の足で、目で、話をして、その結果を今後に活かしていくというふうな行動に移っていただけたらうれしいなというように思っております。

次にいきたいと思います。

すみません。それともう1点聞いておりました。指定管理者による経営管理改善計画の提出はあったのでしょうか。お尋ねします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 道の駅「瑞穂の里・さらびき」につきましては、向こう5年間の事業計画と、それから収支計画等の提出を受けておりました。今後は専門家等の助言指導を受けながら、会社の経営改善及び施設の健全経営に向けた取り組みが計画的に進められるというふうに理解をしているところでございまして、また、道の駅「和」につきましても、指定管理料の予算増額に伴いまして、今年度から3年間で実施します経営改善の方針及び具体的な改善策、収支計画を盛り込んだ経営改善計画書の提出を受けておりました。今後は専門家等の助言もいただきながら、計画的に経営改善の取り組みを行っていきたいというところであります。

先ほど、課長から申し上げましたとおり、瑞穂では、そういった改善もして、新聞にも載ったところでありますし、また、道の駅「和」につきましても、長年変わっていなかった中のレイアウト等が大きく変わって、一新をされたような感じになっております。こういう道の駅とか、当然、田舎の施設でありますので、やはり変わらない部分というのは非常に大事ですけれども、やっぱりいつ行っても一緒というのもやっぱり問題があるということで、常に改善をしながらやっていく必要があると思いますし、交通事情に関係なく、その繁盛している道の駅もありますので、いろんなことをとにかく今のままではまずいということで、いろんなことに挑戦をしてほしいということでお願いもしておりますので、このゴールデンウィーク、長かったのも、天気もよかったのも、ちょっとその辺の実績をまだ報告は、5月末の報告もまだですけれども、そういったことでしっかりと見守って、町としても見守っていききたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 隅山君。

○8番（隅山卓夫君） ありがとうございます。

昨日の話ですけれども、非常に「さらびき」につきましては、ボランティアの方が草を本当にきれいに、皆さん、行っていただいたら、本当に草がないんですね。雑草がね。周回道路もきれいに舗装ができておりました。まだセンターラインが引かれていないような状況ですので、あの辺りについては、「京丹波味夢の里」と匹敵するぐらいの顔の場所ござい

まして、周回道路の舗装整備がされて、その周回の要する雑草が非常にきれいに管理されていて、こんなきれいなところに訪れてみたい、誰がこんなにきれいにされているんだろうと、そういうふうを訪れる方は必ず見て帰ります。なぜか、そうでない道の駅がどんどん増えつつある中で、京丹波の道の駅については、非常にきれいな環境整備の中でやられているな、これは行政の指導なのか、地域にお住まいをされている住民の方々の意識がそこまでいっているのか、こういうふうなことを感じられながらお帰りになっているというふうには思っております。

そういうことからいきますと、新庁舎は京丹波町の周囲環境にマッチングした、ふさわしい木造庁舎、こういった形のものを建てますと、そういう形の中の来訪者が増え、いろんな意味で関係人口が増える、あるいは定住の可能性がどんどん出てくると、そういう前向きな、町長も若干笑顔を交えながら、答弁をされる、私はそういうふうな形の答弁をどんどんこれからは求めていきたいなど、ああ、また嫌やなど、こういうふうな質問も多少ございますが、それには誠心誠意お答えをしていただくことを強く要望したいと思っております。

梅原議員からも若干ございました。森林環境譲与税、これは、国の施策による森林経営管理法という法が一方ではできて、そういう形の中で、荒廃化する森林をどのようにして守っていくのか、これはもう日本全国で、どこの中山間地域、あるいはそうでない山林を見ましても、そんな状況になっているというふうなことで、国を挙げて対策として取り組んでいくというようなことで、されたものであります。ただ、配分方式が50%が私有林人工面積、20%が林業就業者数、残り30%が人口、この比率となっております。人工林も林業就業者数もゼロに近い森林予算、要するに一般会計予算に占める森林対策、こういうものがほとんどない、ゼロに近い市町村、いわゆる大都会であっても、人口割にしますと相当量の金額が入ってくるというふうな形になっております。

そういうところでは使い道が実質的には林業に限られていることから、林業地帯を持っていない自治体は、木材利用の促進や普及啓発や公共施設の建築に木材を使って林業を支援する、あるいは森林の多面的機能など、林業の大切さを認識するイベントをする一方、連携する地方の自治体の森林整備に協力するなどと言われております。これは、第198回国会、衆議院総務委員会、平成31年2月21日、開かれました総務委員会においても議論が展開をされております。このことに対応するため、次のとおり、私は提案を行います。

新庁舎建設事業については、林業振興に取り組む本町にふさわしい新工法、組柱による木造・RC複合構造で、どこよりも早く完成させることが重要であると思っております。ぬくもりと木の香りが漂う洗練された庁舎は、内外からの訪問者で脚光を浴び、町内産木材の評

価が認識をされ、「木材利用の促進や普及啓発、公共施設の建築に木材を使って林業を支援する」、都市部からの森林環境譲与税使用目的の整合性がとれる結果、間伐材をはじめ、木材需要が急速に上がり、林業の活性化に大きく寄与することになると考えますが、町長はどう考えられておりますか。伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 森林経営管理法につきましては、林業の低迷や担い手の不足等によりまして、森林の管理が適切に行われていない現状を背景としまして、森林の経営管理の確保や林業を成長産業化すること、森林の適切な管理の両立を図ることを目的とし、成立をしたところでございます。

できる限り資源を活用しまして、先ほどから何回も出ていますが、「伐る、使う、植える、育てる」といった森林環境の循環サイクル、こういったものや林業振興を図って、その豊かな森を次世代につないでいくということが求められておるといふふうに考えております。

当然、この新庁舎の建設でありますけれども、この建設を契機としまして、町内においては、森林の伐採から加工までのノウハウが蓄積をされるわけでありまして、他の事業での木材利用の推進や、また、町内産の木の魅力を、当然町内の皆さんはもとより、町外にも広く発信もしながら、来訪者にも広く伝えていきながら、林業経営や森づくりの意欲にそれがつながっていくといふふうに考えておるところでありまして、そういった取り組みも進めていく必要があるといふふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 隅山君。

○8番（隅山卓夫君） 質問以上に丁寧に回答いただきまして、大変感謝をするものでございます。

ただ、林業の振興という形になりますと、なかなか庁舎の建設だけでは難しい面がございます。本当に各議員の皆様も、林業の振興がこれほど遅れている、もうほっといたらええやないかといふふうな方もいらっしゃるかもしれませんけれども、町長も言われました。山の持つ多面的機能、これは上流の責務でございまして、下流の人はそれを支えてくれる上流の人に、どれほど私たちの恵を与えてくれているということに対して協力してくれるか、恐らくこれは、今後ともに大きな課題となってきているし、そういう認識も出てきております。譲与税の配分等につきましても、できるだけ早く近隣市町村と連携をしながら、できるだけ京丹波町に早くいいものをつくることで、ぜひここへというような声も出てくるんだと私は思っておりまして、そういう意味合いにおいて、早く立派な庁舎、これを完成させる必要があるといふことで、大いにいろんな意味でのことを展開していきたいなといふふうな思

いであります。

とりもなおさず、京丹波森林組合、あるいは農林産物の鳥獣被害から守るために、猟友会の皆さんが精いっぱい有害駆除にお努めをいただいているんですけれども、なかなかそういう効果が出ずに、田畑の耕作意欲が失せてしまうような状況にもなっていることを十分考えたときに、木を伐って、使って、植える、育てる、このサイクルを早く元に戻す必要があるというふうに私も思っておりまして、その方向で行政のほうにおいても、いろんな意味で林業の活性化、林業の振興化に向けて、今後、できるだけよい支援の方法というものを見つけて、充実した林業になるように、政策を打っていただけたらうれしいというように思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。熱心な答弁、ありがとうございました。

○議長（篠塚信太郎君） これで、隅山卓夫君の一般質問を終わります。

これより、暫時休憩します。

午後 1 時 1 5 分までとします。

休憩 午前 1 1 時 2 8 分

再開 午後 1 時 1 5 分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

9 番、森田幸子君。

○9 番（森田幸子君） 9 番、公明党の森田幸子でございます。

令和元年第 2 回京丹波町議会定例会における私の一般質問を、通告に従いまして行ってまいります。

初めに、児童虐待対策について。

虐待によって幼い子どもや児童が亡くなるという大変心が痛む事件が後を絶ちません。虐待は、生活困窮や社会的孤立などによる生活のイライラが子どもに向かうことで起きる場合が多くあると言われていています。困りごとを抱える家族に声を掛け、早期に支援する仕組みづくりが重要と考えられます。

また、家族支援を担う市区町村の体制も強化することも大事であります。社会福祉士や医師などの専門職が子育てに悩む保護者らの相談に応じて、地域の実情を調査・把握する「子ども家庭総合支援拠点」を、政府は令和 4 年度までに市区町村に設置する目標を掲げています。目標に向けての本町の取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 全国の児童虐待の対応件数というのは、年々増加をしているというふうに承知をしております、今日も北海道のほうで、そういった事件の報道があったところでもあります。

議員ご指摘のとおり、児童の虐待に至ってしまう背景としましては、経済的な困窮でありましたり、社会的な孤立、夫婦間の不和でありましたり、疾病、病気、生活基盤の不安定さが要因の一つというふうに言われておるところでございます。こうした中で、平成28年に児童福祉法が大きく改正をされまして、児童虐待の未然防止、早期発見を図ることが重要視されることとなりまして、地域の全ての子ども、家庭の相談に対応できる専門性を持った相談窓口、支援の拠点となる機関であります「子ども家庭総合支援拠点」の設置が求められておるところは、承知をしております。この「子ども家庭総合支援拠点」の整備の重要性ということにつきましては、十分認識をしておるところでありますけれども、専門職員の配置でありましたり、配置が義務付けられておるといようなこともあって、人材の確保等の課題もあるというところでありまして、今後、課題解決なり、拠点設置に向けて検討を行ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 本町では、多くの施策を取り入れ、子育て支援策を行っていただいています。今、町長よりお答えいただきました「子ども家庭総合支援拠点」には、社会福祉士、医師などの専門職が地域の実情を調査・把握するという、大きくそうした支援策でありまして、人材のこともありますし、また、そうした費用においては、国のほうでは、この家庭総合支援拠点における支援策の費用も予算も組まれているように聞いておりますので、積極的にそういった予算を使っていただきまして、こうした拠点の設置に向けて、積極的に今後考えていただきたいと思えます。

また、これ、国としては、令和4年度までにという目標も掲げておるのでございますが、町としてはそれまでに設置ができるのか、それまでに考えていただけるのかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど申し上げましたが、平成28年の児童福祉法の改正によりまして、自治体に設置が義務づけられまして、そしてこれは努力義務でありますけれども、令和4年、2022年でもありますけれども、全市区町村に設置の方針ということでもありますので、京丹波町としても設置に向けて検討を行ってまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 次にいきます。

父母世代と祖父母世代がそれぞれの教育方針の違いをお互いに知り、共有することを目的として、一般的な子育て情報に加え、「児童虐待」の予防と「産後うつ」の早期発見・対処にも触れるなど、子育て世代の親子に祖父母が頼もしい育児サポートをするための祖父母手帳を作成する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 3月の定例会でも同じご質問をいただいております、そのときもお答えをしておりますが、現在は作成をしておりませんで、作成の予定も現在のところはないわけでありますけれども、いろんな形で情報がとれる世の中となっておりますので、そういった保育所の祖父母参観等の機会も通じて、情報提供なり、祖父母や地域の方々に向けて、子育て情報は今後とも発信をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） すみません。お答えいただきました。

そうした外に出ていける祖父母の方にとっては、そうした講演等のお話を聞く機会もありますし、また、ネットでもいろいろ調べられるというものの、おばあちゃんらでは、ネットはなかなか難しいと思います。また、私ら以上の祖父母になってくると、昔はこういうようにやってたんやという、すごい強いお母さん方がおられますし、そうした円満な祖父母のサポートをするためにも、そうした祖父母のおばあちゃん、おじいちゃんに、正しいそうした教育方針なり、児童虐待でも昔はそれほどなかった、問題にされなかったんですが、もうこういういったことから、こういう虐待とか産後うつにかかってくるんだということも、そういう知識も大事かと思しますので、今後また前向きに、そうした祖父母手帳がつくっていただけることを願いまして、次の質問にいきます。

2番目は、ごみ減量対策等について。

まだ食べられるのに捨ててしまう「食品ロス」の削減を目指す食品ロス削減推進法が、本年5月24日の参院本会議で全会一致で可決、成立しました。同法は、政府や自治体、企業の責務や消費者の役割を定め、「国民運動」として問題解決に取り組むよう求めています。

議員研修誌「地方議会人」5月号の特集として、ごみの減量化とリサイクルの実践の中に、京都市におけるごみ減量の取り組みが詳しく紹介されておりました。京都市のごみ削減の取り組みにより、ごみの量がピーク時から比べて半減し、これまで5カ所の工場があったクリーンセンターを3工場まで縮小するなど、環境負荷の低減はもとより、年間154億円ものコ

スト削減に成功し、貴重な財源を教育、福祉などに充てることができている。京都市の組成調査において、家庭の燃やすごみとして排出されているごみの約4割が生ごみ、食品廃棄物、また、紙ごみが約3割と突出して多いという結果が得られ、「食品ロス」及び「雑紙」をごみ減量のターゲットとして、これからも引き続き取り組む必要があるとしている。

京都市は140万人以上の大きな大都市でありますので、京丹波町とは比較にはならないのですが、こういった取り組みによってこうした成果が出たという実例が出ておりました。そこで、次の点についてお伺いします。

本町のごみ削減に向けての取り組みをお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町におきましては、3Rの実践によりまして、ごみの減量化を図っておるところであります。3Rと申しますのは、リデュース、発生抑制、リユース、再使用、リサイクル、再資源化、この三つでありますけれども、これを図ることによりまして、大量生産、大量消費、大量廃棄となっております現状を改善をする取り組みのことです。

具体的には、年度当初におきまして、各区の環境推進委員を対象に会議を開催をしまして、正しいごみの分別なり出し方について、町と船井郡衛生管理組合から説明や啓発を行いまして、環境推進委員を中心に、地域ぐるみでごみの減量化に取り組んでいただいているところでもあります。

また、生ごみの堆肥化処理機器等の購入に対する助成による生ごみの堆肥化の推進や、地域、女性の会、子どもの会など、団体が行います資源ごみの回収に対しまして、報奨金を支給するなど、ごみの減量化と資源の有効活用を図っておるところでありまして、早くから分別収集等にも取り組んでいただいております、こうした住民レベルでの取り組みの成果としまして、1人1日当たりのごみの排出量は、京都府内の市町村の中で最も少ないという状況が長年続いておるといような状況となっております。

また、雑紙でありますけれども、さらにごみを減らすということで、雑紙の分別の収集も、この平成31年4月から行われておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 次にいきます。

こういった京都市が取り組んでいる生ごみ3切りとは、買った食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみを出す前に水を切る「水キリ」の3切り運動を言います。本町もこの生ごみ3切りの推進に取り組む考えはないか、先ほどお答えいただきましたことも一緒になっていると思いますが、特にこの生ごみの3切りというのは、ごみ出

しにとってはもう本当に大事な、こういった体制というか、推進だなと感じましたので、特にこうした簡単にこういうようなことになるという、全家庭に文書で送って知らせていくというのが大事じゃないかと思えますので、この推進に取り組む考えはないか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 昨年の10月30日、京都市におきまして、「食品ロス削減全国大会 in 京都」という大会が開催をされました。その中の事例発表で紹介をされましたのが、「京都市食べ残しゼロ推進店舗」の認証制度でありまして、「使いキリ」「食べキリ」「水キリ」の「生ごみ3キリ運動」を実施をしております飲食店や宿泊施設を認定をし、認定書とステッカーを交付するというものであります。本町におきましては、「広報京丹波」に年6回、消費生活をテーマとした啓発記事を掲載をし、その中で年1回は「食品ロス削減」の取組みについて掲載をしております、この「生ごみの3キリ運動」につきましても、飲食店に限らず、家庭で取り組めるように、今後も積極的に啓発広報をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、食品ロス削減については、消費者庁などによります「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」で、様々な取組みも展開をされております。本町としましても、去年は消費生活グループの出前講座で、「食品ロス削減」の取組み等について紹介をし、また、京都市で食品ロス削減全国大会で、パネリストとして参加をされました方を講師に招きまして、男女共同参画事業の「きらりセミナー」において、ご講演をいただきました。今後につきましても、消費者庁や京都府など、関係機関とも連携もしながら、積極的な広報を実施をしていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 原稿をせっかく書きましたので読ませていただきますが、今、町長、お答えいただきました、積極的にまたそうした3キリ運動とか、いろんなごみ削減についての活動をまた、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

特に私、感じました、3点目の水切りについては、ご承知のとおり、生ごみの約80%が水分となっています。京都市では、ごみを燃やして発電をしていますが、水分が多い生ごみは発電力を低くしていますので、水切りが大変大事となります。また、水切りで水分を減らすことで、生ごみの臭いやベチャベチャで重いという悩みも解決できます。調理時に生ごみを「ぬらさない」「一絞りする」「乾かす」の三つのポイントを押さえて、生ごみダイエットを始めようと取り組んでおられます。

本年4月より、私たちの可燃ごみ、南丹市と京丹波町の年間約9,000トンを京都市に7,000トン、亀岡市に2,000トンを処理していただいています。京都市では、本年1年間の約束となっています。京都市がこのようにごみ減量に取り組んでおられるのに、本町ではごみ排出が大変少ないからと言って、何も特別に取り組む考えはないではどうかと思いますし、また、これから取り組むということをお答えいただきましたので期待しまして、また、住民生活の中で必ず発生するごみを適切に処理することは、生活環境や公衆衛生を守り、住民の安全・安心を確保するために、必要不可欠なものであると考えます。

私もこうした質問をするのに当たりまして、何年か前に、電気で乾燥して生ごみを処理する機械を買ってまして、私の選挙のときに、1年間それを置いていたんですが、こうした生ごみの対策もこんなことしとったらあかんと思って、それも使い、水切りのことや、買い物でもということで、かなりこの生ごみの処理というのが、もうすごいごみが少なくなりました。そして、先ほども町長、お答えいただきました、この本年4月から取り組む雑紙の排出も、京丹波町としては雑紙としての対策は初めてだったので、私もティッシュの箱をつぶしてきれいに置いたりとか、それをするのに、本当に半分以下のごみになりましたし、もう本当にこれは、みんなにもう積極的に取り組んでいただきたいなと感じました。

また、議員も取り組んだらどうやって、よく町長、答弁でよく言われるので、私もこうして取り組ませていただきまして、半減以下になりましたし、みんなにも、1人でもこうした実践ができたらうれしいと思います。

また、衛生管理組合の職員も、京丹波町はもう本当にごみの出し方をちゃんときちっとしていただいて、だんだんと、雑紙を出してくれてはるのが多くなって、取組んでいただいているのがもう本当に感謝しますということもお聞きしました。かんぼりサイクルがお世話になったときと、お世話にならなかったときに、マイナスの数字が出ていて、それを質問したら、もうきれいにして皆さん、出していただいているペットボトルを買っていただくところが、近畿に、大阪のほうにありまして、そこに買っていただいたら、このかんぼでお世話になっていたときよりもすごいお金で買っていただいて、もうこれ以上大丈夫、これでもう全部こうして買えるというので、すごい高価に、お金で買っていただくようになりましたということも、衛生管理組合から報告をいただいています。本当にごみの出し方も、そして皆さんに協力いただきながら、今後もまた皆さんと減量に取り組んでいきたいと思っています。

先ほども町長、お答えの中でもありました、3番目なんですけど、宴会での30・10運動について、京都市の取り組みです。平成29年度に市内飲食店1店舗の協力を得て、宴会の幹事から、「残さず食べよう」の声かけを行うことによる食べ残し削減効果を検証したとこ

る、声かけの実施により、食べ残しが約5分の1になることが確認できたとしていました。本町も飲食店に呼び掛けて、宴会での30・10運動の声かけを行うことを推進する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） まず、その宴会におけます「30・10運動」でありますけれども、少し紹介をさせていただきますと、宴会の開始から30分と、それから終了前の10分間は自分の席に座って食事を楽しみましょうというような運動のことを「30・10運動」と言うわけでありますけれども、昨年11月発行の「広報京丹波」におきまして、この「30・10運動」について紹介もしておるところであります。これによって、食べ切る量というのが、食べ切るという形になりますので、結果的に食品ロスにつながるということでもあります。京都市でかなり大きな効果があったということでもありますけれども、かなり飲食店の数が京都市はたくさんありますので、そういった意味で効果があったというふうに考えておりますけれども、年末年始の忘年会でありましたり、新年会など、人が集まる機会を捉えて、啓発記事を掲載をさせてもらったんですが、ケーブルテレビや告知放送、文字放送によりまして、町民の皆さんにも啓発したほか、数的には少ないですが、町職員あてにも周知をし、職場としても取組みをしたところでもあります。

京都府におきましては、関係事業者を対象にした「京都府食べ残しゼロ推進店舗認証制度」がありまして、こうした京都府の飲食店向けの取組みと連携もしながら、本町では住民向けに、食べ残しゼロの取組みなど、さまざまな食品ロスの削減に向けた取組事例も周知広報をしてみたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 平成31年3月に、船井郡衛生管理組合が作成された「一般廃棄物処理基本計画」の中に、次の5項目の削減目標が上げられている。

1、厨芥類の減量化。無駄のない食品購入や食べ残しを減らし、食品廃棄物の2分の1の削減を目指す。

2、木・草類のリサイクル。家庭系可燃ごみの10%の木・草類が分別されている状態を目指す。

3、雑紙のリサイクル。雑紙の2分の1が分別されている状態を目指す。

4、家庭系ごみの発生抑制。

5、事業系可燃ごみの削減。

本町のこのゴミ削減の目標を具体的に計画し、町民、事業者にも周知し、減量に向けて取り

組む考えはないか、お伺いたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町におきましては、先ほど申し上げましたとおり、1人1日あたりのごみの排出量は、京都府内で一番少ないというような状況にありますので、こうしたごみの減量化に向けましては、これまでどおり、助成制度の活用のほか、パンフレットの「ごみの正しい分け方と出し方」、それから「京丹波町のリサイクルカレンダー」、ケーブルテレビの告知放送によります周知、啓発に努めて、さらなる減量化と資源の有効活用を図ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 個々にいって今まで答えていただきまして、積極的に取り組むことを言っていておられますので、また、町民一人一人がそうしたこのごみの削減に向けて、取り組んでいきたいと思えます。

次にいきます。

基本計画の中に、高齢者へのごみ出し支援策の検討が挙げられている。どのような支援策が考えられるのか、お伺いたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ごみの収集事業など、各地域を対象とした行政サービスは、将来、行政だけでは成り立たなくなるおそれもあります。今後は、地域社会におけます共助の取組み、助け合いが重要な役割を果たすというふうに考えられますので、そういった視点も取り入れながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 今、町長がお答えになられた、そのとおりだと思います。今も、現在も高齢者、ひとり暮らしの高齢者の方に声かけて、持っていきさかいにここに置いときやというので、持っていってもらったり、協力されている方はたくさんあります。それでも、見落としがちな、声をかけられない1人の高齢者の方とか、体が不自由で持っていけない方などが、身近におられましたら、共助の観点で、お互いにそういうようなごみ出しの協力というのも大事かと思えますので、そういった皆さんにも協力いただきながら、高齢者のごみ出し支援の検討を、今後私たちも考えていかなければならないと思えますので、ご協力よろしくお願いたします。

次にいきます。

トイレの洋式化について。

高齢者や障害者にとって、洋式化でないトイレは使用が難しく、特に多くの方が利用される場所においては、洋式化トイレが少なく、大変不便であります。たくさんの方の声を、高齢者の方やら、足腰不自由な方に、これまでもたくさん聞いてきました。町管理の水辺公園や施設におけるトイレの洋式化を計画し、改善に向けて推進する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町が管理しております施設等におけますトイレの洋式化につきましては、それぞれの施設の設置目的でありましたり、利用者の状況等も勘案しながら、必要性が高いと認められる施設から、順次整備を行ってきたところでありまして、今後につきましても、これまでと同様に、設置目的なり利用者の状況を踏まえながら、随時対応をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） ありがとうございます。

高齢者やまた障害者、また大変な方にとっての対策、また順次計画をもって改善に進めていただきたいと思います。

最後に、安全対策等について。

国道9号線「須知岡畑交差点」には地下道があり、国道には横断歩道がありません。もちろんなんですが。以前から、地下道は高齢者や障害者の方にとって、大変長い距離を歩かなければならないため、「国道に横断歩道の設置」の要望をこれまで随分多くの方に聞いていました。危険が伴うこともあり、声を上げることができませんでした。近年では、足腰が痛くて歩くのがやっとの高齢者の方、障害者の方だけでなく、自転車の方、また、横断歩道がない国道を横断されているところを多く目撃しております。運転手にとっても大変危険な状況が予測され、何かあってからでは手遅れであります。本町から横断歩道の設置要望を行う考えはないか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 地下道ができたのは、その歩行者の安全確保のためには、地下道を利用していくというのが、一番安全のために有効であるという考え方のもとに、地下道が設置をされたものというふうに考えております。確かに階段もありますし、長い距離を歩いたくということもありますけれども、そうした足腰の弱っておられる方が横断歩道を渡るというのも、これもまた一つの危険も発生するというふうに思うところでありまして、沿道の利用状況が変化もしているのかもしれないので、そういったことや、現在の利用状況も

把握をさせていただきながら、周辺の住民の方々のご意見もお聞きをした上で、歩行者の横断防止柵の設置なども含めまして、関係機関と協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 以前、この横断歩道については、府民公募で私、平成29年度にさせていただいたことがあります。それは、させていただいたのは、警察の方から、そういうようなことを公募してもらったらいいのと違うかといって、警察の方が言われて私もびっくりしたんですが、かなり警察の方も考えていただいているのかなと思って、こうした質問も出させていただきましたし、また、近所の方に聞かせていただくと、警察の方が横断されている高齢者の人をつかまえて、危ないさかいな、気をつけてなということしか言えへんのやけどということで、もう本当にかなり警察の方も、そうして随時渡っておられる、危険だということはわかっていただいていると思いますので、ぜひ町のほうからも、安全対策について、また要望を行って、対策を考えていただきまして、よろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

次に、野口正利君の発言を許可します。

2番、野口正利君。

○2番（野口正利君） 議席番号2番、野口正利。

ただいま、議長より通告をいただきました。通告に従い、質問に移らせていただきます。

まず初めに、地方衰退について質問をいたします。

地方の衰退の原因は、人口減少で政策として地方創生を行っているということですが、地方衰退を改善する地域活性化は、財政改革による財源確保とそれぞれの地域に合った施策を行っていくことが大事ということになります。本町が日本の挑戦する町としてとらえ、地方創生と合わせて、課題と展望を文化振興の観点から、未来に発信できる時期にきていると思うわけですが、地方の衰退を人口の減少が原因とされていますけれども、一方で地方の減少を長い年月を経た結果であるにとらえて、その要因に、冬月律氏の一般研究論文「過疎地域における神社神道の変容」を参考にさせていただき、少しでも歯止めをかけ、地域の活性化につながればと考えます。

過疎地帯の神社が抱える諸問題について、戦後の経済的発展や社会の安定による急速な都市化や過疎化など、社会構造の変容を余儀ないものとし、とくに地域共同体を母体とする氏神信仰、神社神道は、氏子組織の弱体化に伴い地域住民との関係を弱めることになった。過

疎地帯の神社が抱えている問題は、一つ、村の祭りの衰退、二つ、過疎化の神社合併、三つ、氏子組織の崩壊、四つ、伝統行事からイベントへの移行などに大別されるとあります。戦後の急激な社会変動に伴う氏子の生活様式の変化に起因し、戦前の国家権力による神社の整理統合は、明治維新に伴う神仏判然令の日本は、1,000年以上、神仏習合の時代が続いた。私はここに大きな原因があると確信をします。

上豊田区を例にとると、まさに神仏習合の寺であって、お寺の境内には鳥居があり、神社には八幡宮が祭られていた記録があります。仏教国である日本で、神が先か、仏が先かの議論がされて、神も仏の子という結論に達したことは、神仏習合が証明しているところであり、国家権力による神仏分離を推し進めた明治政府の責任は大きいと言えるし、このことが原因で、結果、地方の衰退、文化・伝統の衰退に影響を及ぼしていると言えると思います。

地域に合った施策、文化の衰退の歯止めとなる寺の神仏習合の復元と復興を希望するものですが、文化の衰退の歯止めについての見解を伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） ただいまのご質問ですけれども、文化の衰退ということでの質問かと理解をいたしまして、お答えをさせていただこうと思っております。

今日、我が国におきましては、社会情勢が大きく変化をしてくるまで、人と人、また、人と地域とのつながりが希薄化する中で、暮らしに潤いを与え、地域の魅力と活力の源泉となってきた個性豊かな文化の継承が大変難しくなっている現状があるかと、認識をしております。こうした中で、誰もが心豊かで生き生きと暮らしを続けるためには、いま一度、先人の皆さん方が育んできていただきました文化を見つめ直して、次の世代への継承に努めるとともに、急速に進展する情報通信技術など、新しい新たな可能性を積極的に取り入れまして、交流による文化創造を促進し、加えて、文化から生み出されてきた価値をさまざまな分野で活用しながら、さらなる文化の継承・発展、創造につなげていくことで、未来を築き上げていく必要があるかと考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 野口君。

○2番（野口正利君） 戦前の日本を支配し、崩壊させたのは、薩摩・長州の人間であることは明らかです。復元と復興にかかる請求を、薩摩・長州の人間に送ってもよいのではないかと思いますのですが、これで新庁舎が二つか三つほどは建つと思っております。

それでは、続きまして、2点目の活性化について、質問いたします。

来年、NHKテレビで、明智光秀主演の大河ドラマが放映されます。このことを受け、各市町では地元の活性化に向け、取り組みがされています。明智光秀の出生から青年期まで、

不詳となっているので、ここで「説」を立てて推理をはたらかせることは、歴史ロマンを掻き立てる違った意味で活性化になると思います。突破口をつくりたいと思います。

余りにも共通点多過ぎることから、明智光秀は上豊田出身だったという説を立てまして、これから立証してみたいと思います。

歴史学者の奈良本辰也さんが、今から40年ぐらい前に、戦国時代の武士は漢字を読める人間が少なかったと、何かの本で読んだことがありました。

まず、1点目に、漢字の読める人間、2点目に、朝廷と通じ合う人間、3点目に、明智十兵衛光秀の十と十兵衛の衛、それから光、光秀の光、そして、中台の天下橋、ここから引き返したという言い伝えがあります。その橋、名前が天下橋ということになっております。それから、十兵衛の池、ここは光秀がつくったというふうに伝わっております。

天正8年正月17日、明智光秀の丹波攻略により、市森城は落城、市森城主須知出羽守元秀の養子で山内孫十郎定家の子、定信が須知定信で、山内氏は丹波の国紅村城主とあります。つまり、上豊田から養子に行き、城主に須知定信がなっているということです。

それから、青蓮院門跡寺源、その末寺常住院領としての山内庄があったところです。ここは天ヶ棚というところがそうなんですけれども、ここに朝廷と深い関係にあること、そして山内孫十郎定家の十、明智十兵衛の十、それから伊勢七郎右衛門の衛、この伊勢七郎右衛門という人物は、平安時代の人物で、伊勢七郎右衛門御殿知行、紅村がこの領地であったというふうにあります。

ちなみに、この殿山というところがあって、今、保育所が建っているところからグラウンドにかけてがそうです。が、伊勢七郎右衛門を指していると思われます。

あわせて、住民センターの前に道士橋となっていますが、道の土の橋と漢字で書かれていますけれども、発音が「どうどうばし」で、馬をここで休めたところで、馬をとめるとき発音が「どうどう」という、そこからきていると思います。

そして光秀の光、寺の山号が石光山の光、一般人にはわかりにくいと思いますが、坊さんであれば、石光山は石山寺とわかるはずですが、石山寺は文化庁が日本遺産に認定したお寺で、奈良の東大寺、京都の東寺、北野天満宮と関係の深いお寺です。

明智氏のこの名字については諸説あるようですが、朝廷から賜った惟任という姓、それまでは私は片山氏を名乗っていたとみています。片山十兵衛光秀から惟任十兵衛光秀になって、紅村の村内、村の中に山内村と紅神殿があって、そして山内村の少し離れたところに10数軒の片山地域があって、この片山氏は山内氏と同じ藤原氏北家の流れを汲む氏族であるとあること。

以上から、片山地域出身の明智光秀を主張して、突破口にしたいと思います。

全国版ですので、宣伝費もかかりません。本町での取り組みがあれば、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ご案内のとおり、来年のNHKテレビは明智光秀を主人公としました「麒麟がくる」というのが決まっております。本町におきましても、ゆかりがありますのは「玉雲寺」、それから「須知城」等があります。そういったこともありまして、福知山や亀岡では、当初からその協議会をつくって取り組みをされておりますし、京丹波町については、もうその当初の協議会には入っておらないわけでありまして、このことを契機としまして、道の駅「京丹波味夢の里」にホテルも開業を予定をしておりますので、同じ年でありまして、道の駅「光秀ゆかりの地めぐり」等、地域の特色を生かした着地型観光を進めまして、国内外の観光客を初め、観光周遊ルートの造成が図れないかということで考えておるところでありまして、本年度は「大河ドラマレガシープロジェクト」ということで、予算計上も行っておるところであります。

また、近隣市町でありましたり、森の京都DMOとの連携をした取り組みも進め、地元の皆さんにも京丹波の歴史を振り返る機会にさせていただいたらというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 野口君。

○2番（野口正利君） 私は、明治150年で目が覚めまして、同和地域にさせられて、明治150年は祝えないというふうに主張しました。そうしたら、京都市内に住む多くの人、相当被害に遭ったので、祝えない人たちです。それから、徳川家康の末裔に当たる人、この人も300年で終わってしまって、族にさせられて、それから徳川幕府のために多くの命を犠牲になった人のことを思えば、150年は祝えないというふうに思いますし、天皇陛下も御所に大砲を撃ち込まれて、150年は祝えない、その人だろうというふうに思います。

明智光秀をして、これから名誉革命が起こることを予言をしておきます。

それから、三つ目、憲法改正について、お伺いをいたします。

憲法改正は、日本の将来を占う上で重要な関心事であります。戦争のない平和な国は、世界共通、万民の願いであります。私は戦争を放棄した国が勝つというふうに考えております。戦前と戦後の日本を、戦前は薩摩・長州の支配、戦後を薩摩・長州が統治した日本と見ると、日本の様子がよく見えてくるわけですが、戦後、憲法はアメリカの関与が大きいとされています。

北方領土を戦争で奪還する趣旨の発言で、今、大きな問題になっています。しかし、戦争

に関する発言は、ナチスドイツに学ばなければいけない、この発言に始まって、イラク戦争は間違いだった、戦争はしないとやっているんだとあって、150億円もする爆撃機を100機購入されたのは驚きでした。防衛費が日本の危機として、福島第一原発事故の復興に充てられてこそ、日本の防衛と言えるのではないかと私は思います。防衛と戦争放棄、アメリカが日本に期待したのは、防衛とは復興を意味し、戦争を放棄できないアメリカにとって、戦争を放棄した日本の姿に期待した憲法だったのではないかと、私は思います。

戊辰戦争から150年の間の大戦で、アメリカが日本の国を支配しているのは、薩摩と長州の人間であることは、情報として間違いなく知り得ているはずであります。改めて、広島原爆を見直しました。広島県の隣が山口県で、長州であります。その長州の犠牲になったのが広島であると解釈すれば、結果、アメリカの戦略が戊辰戦争より続く長州の人間に武器を売ることだったと解釈できると思います。

近代化という文字、言葉の中で、戦前の日本は人間の住めるような時代ではなかったことは、江藤新平が物語っています。今、憲法改正を前に、ナチスドイツに学ばなければいけない、この言葉の整理と、イラク戦争は間違いだった、この整理だけはしておく責任があるはずであります。

戦後のイラクを取材している貴重な映像が、ネットで流されていました。家族が犠牲になった1人の女性が、アメリカに追随した日本は許せないと言っていました。抵抗勢力が日本の国を守った歴史的事実は、記録に書き添えておくべきだと考えます。この憲法9条が争点になって、この9条が平均寿命と関係があるのではないかと考えますとき、寿命が延びたのは、社会が安定して食料に困らなくなったこと、科学の進歩により医療技術が発達したことなど、上げられますが、戦後延び続けている平均寿命が、9条の改正によりストップもしくは下がるようなことになれば、社会不安が原因となって、問題提起となることは間違いのないと思います。

憲法改正について、見解を伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 憲法の改正につきましては、国政の場において議論が尽くされるべきものというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 野口君。

○2番（野口正利君） イラク戦争で、戦争中、約3,000年前の古代バビロニアの石版が盗まれたことは、二重のショックな出来事でした。

続きまして、4点目の天皇制について、質問をさせていただきます。

改元により、天皇に対する国民の関心も高く、平和な日本の国と国民の幸せを願って、新天皇に即位された。私が天皇制について考えるきっかけとなったのは、邪馬台国論争があったとき、大嘗祭において主基方屏風に和歌が詠まれたとき、青蓮院で熾盛光法要が行われたとき、戦争責任のとき、小学生低学年のころ、下山駅で日の丸の旗を振ってお見送りをしたこと、このときは、ほんの一瞬だったので、天皇が見えた、見えなかったで1日が終わって、家庭の中でも明るい雰囲気の中で会話がはずんだように思っています。

30年以上前になりますが、会社で昼休みのときに、日経新聞の最終面に、私の履歴書の欄がありまして、読んでおりました。昭和天皇と侍従が皇居の庭を散歩されていたとき、侍従が、雑草が大変ですぬと言われたときに、昭和天皇が、雑草という草はないという、侍従を叱るように感じたのですが、その会話が載っておりました。私はこの雑草という草はない、この言葉に、戦争責任はないと感じましたので、書き綴ってどこかに投稿した覚えがあります。つまり、国民を雑草のようにとらえて戦争に行かせた当時の戦争責任者と、国民を人間と捉えた昭和天皇の違いがここにあらわれていると感じたからです。天皇が戦争を起こした総理大臣を任命した責任から、任命責任を問われ、昭和天皇の戦争責任となったものと理解できるわけです。天皇を戦争責任にするなど、日本の帰属社会においては、まず考えられない出来事であったと感じます。

太田道灌の末裔に当たる方が滋賀県で酒造業を営んでおられて、道灌の太田という名字が生まれたのを発見いたしまして、そのご縁があって、青蓮院で熾盛光法要に参列させていただきました。仏教の世界がまるで宇宙の世界を感じさせられるひとときでした。

国家と天皇の安寧と安泰をお参りする法要でした。青蓮院は仮御所と言われ、天皇の別荘で、明治維新に薩摩・長州の襲撃から、西郷隆盛によって守られた門跡寺院です。今年、大嘗祭において、占いで主基方に京都が選ばれました。仁孝天皇が即位されたその主基方屏風に、上豊田が、紅村が和歌に詠まれたことは感動しました。和歌の「ひかげににおう」という箇所を読み解くのに、3カ月ぐらいかかったのを思い出します。

そして、天皇になる前の時代ぐらいになるのでしょうか。邪馬台国論争に至っては、畿内説と九州説があって、近畿の学者は九州説を、九州の学者は畿内説を唱えているのを不思議に思って、普通は、素人から見れば、近畿の学者は畿内説で、九州の学者は九州説というふうに感じるんですけども、調べていくうちに、その社会は奴隷社会であって、農民が奴隷となっていた社会が存在していたわけです。専門家が避けるのは、この社会があったからだと感じました。その奴隷社会を解放したのが天皇につながっていると私は思います。

つまり、農民を神の子として扱ったその扱いは、天皇は名字を持ちません。農民にも名字

を持たなかったのは、そのためだと考えます。

大嘗祭を迎えられ、平和な日本の国と国民の幸せを祈られる儀式には、3時間の正座をされるそうです。このことを知ったときには、令和の令が最敬礼の礼の音の響きが変わるように思えてきます。全ての国民から支持されることを願っているものですが、天皇制についての見解を伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 日本国憲法に定められておりますとおり、天皇については主権の存する日本国民の総意に基づく日本国及び日本国民統合の象徴であるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 野口君。

○2番（野口正利君） 儀式には多額の税金がかかる問題は、無記名で寄附という方法もあります。戦争のない日本の国の安全と安心して暮らせる社会の実現をともに祈念し、質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、野口正利君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後2時30分までとします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

3番、坂本美智代君。

○3番（坂本美智代君） それでは、ただいまから令和元年第2回定例会におきまして、通告書に従い、次の4点について、町長並びに教育長にお伺いをいたします。

まず、環境問題について、お伺いをいたします。

1点目に、太陽光発電について、次の2点、町長にお伺いをいたします。

一つには、本町における空き地や農地転用後の太陽光パネル設置の件数は、平成28年、29年、30年のそれぞれの件数をお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 「京丹波町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の対象としております、出力10キロワット以上の発電設備につきましては、これはあくまで届け出をいただいた、受理した件数ということになりますが、平成29年は10件、平成30年は2

5件となっております。それ以前の件数につきましては、ガイドラインの適用が「平成29年9月10日以降に着工した発電設備」となっておりますので、把握しておらないところであります。

なお、太陽光発電の設置を目的としました農地転用申請に対する許可は、平成28年は16件、平成29年は13件、平成30年が16件であります。これは、農地法の第4条及び第5条に基づく転用許可であり、非農地にしてから設置する発電設備の建設については、把握することができておりません。

平成31年は、ちなみに5月28日現在で、設置件数は13件ということになっております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） ただいま、本町の太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを制定してからの件数、平成29年8月に制定をして、平成29年9月10日以降に着工する発電設備に対しての適用ということで、ただいま平成29年度と30年の、それぞれ届け出した件数をお伺いしました。答弁をいただきましたが、一つには、平成28年度の件数は把握していないということではありますが、このガイドライン制定前と、またガイドライン制定した後に、トラブル等はそれぞれどんなトラブルがあったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） この太陽光発電施設設置に関係しますトラブルにつきましては、私が把握している範囲というふうになりますけれども、このガイドライン以前でありますと、隣接する土地に太陽光発電設備が設置されて、その反射鏡によって、隣接する住宅の住民が、迷惑がかかったとか、また、大雨、豪雨によりまして、土砂が流出をするとか、そういったおそれがあるというような苦情が出たというふう聞いております。それをできるだけ回避するために、京丹波町としてもこのガイドラインを設置しまして、関係、周辺の住民を中心に、安心・安全に暮らしていけるということで、この届出制度を設けていまして、それ以降につきましては、このガイドラインにもお示ししておりますけれども、隣接住民に説明をし、理解をいただくように努めるということと、ガイドラインで掲載させていただいておりますので、完璧にということまでは言えないかもしれませんが、以前よりはそういった問題が回避がされつつあるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今、課長が答弁をしていたように、特にトラブルの主なものは、や

っぱり隣接する住民からの苦情等が多かったから、やはりこういったトラブルを防ぐための目的で、ガイドラインを設置されたというようになっておりますが、再生可能エネルギーとして、太陽光の発電はもちろん推進すべきではありますが、このガイドラインの中で、ちゃんと謳われているように、設置者及び管理者が遵守すべき事項というのが、第4で1から3まで上がっております。ご存じかとは思いますが、やはり今、町長も、届け出した件数ということでもありますので、この間、届け出がされていないと、町のほうで把握されている、そういった設置者、それはご存じないのかどうか、お伺いしたいと思います。把握はされていないのかどうか。

○議長（篠塚信太郎君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） それぞれ、その設置の状況について、確実に把握する方法がございませんので、把握はできておりません。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 実は、団地内で、回っておりましたら、いつの間にかそこがきれいになって、パネルが、太陽光があったので、ここはそういう太陽光になったんやねと聞いたから、周りの人が知らないうちに木を切って、そして太陽光が設置されたんだと。全く周辺の住民には説明もないまま、そういったことがされているんだと。役場のほうにも、ちょっとそういった電話をしたというようなことをお聞きしたので、以前の住民課長に、このような住民からの声がありますけれども、ご存じですかと言いましたら、知らないということで、その場所を見に行っていた経過があるんですけれども。やはりそういったガイドラインに沿って、きちっと届け出をした上で、そういった設置者や管理者の守るべきことがきちんと守られなければ、言うたら、住民の方にとったら、大変迷惑なことでもありますし、今、課長がどう把握するすべがないというようなことをおっしゃいましたが、やはりこれは、ぐるりとパトロールを定期的にして、空き地なりそういったところは、これまでとは変わっていないかどうかということ、やはり点検すべきであると思うんですよね。

もういつの間にか、そんなに言ってパネルが設置されてしまったら、住民の方にしたらどうしようもないと、ましてその木自体を、もう横の墓のほうに積み上げていると、そういった状況になっております。そういったときに、やはりこのガイドラインが生きなければ、何も意味がありませんし、やはりこれは、努力義務にもなっているので、何か規制する、そういった罰則をするということはなかなかできないので、真面目にちゃんと届け出して、そして町のこのガイドラインに沿ってきちんと設置をされている方が、多分多くはおられると思うんですけれども、中にはそういった業者がおるのであれば、やはりきちっと条例化するな

どして、罰則化するとか、そういったこともする必要があるのではないかとと思いますが、その点、町長にちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 基本的には、届け出をいただくという前提でできた条例でありまして、議員がおっしゃるように、常にパトロールをしてチェックするということは、物理的にはなかなか困難であるかなというふうに考えておりますけれども、いろんな情報をいただくことによって、可能な範囲で対応していきたいというふうに考えます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） やはり、せっかくこういったガイドラインをつくっている以上、やはり指導をしっかりとすべきでありますし、設置したもん勝ちというような、周辺の住民にとっては、先ほどもありましたけれども、騒音なり、やはり反射の面も出て、本当の民家の近くでもありますのでね。そういったことも、ずっと毎日住んでおられる方にとったら、やはり大変だということがわかります。そういった、やっぱり指導をしっかりとしていくべきだと思います。

今、町長おっしゃいましたが、そういったパトロールをずっとするわけにはいかないということをおっしゃいました。これまでも、ごみの件でも言っていますように、やっぱり定期的に、ごみももちろんですし、道路の管理もそうですし、定期的にパトロールする、そのことによって、こういったことも防げると、また指導もできるということになるかと思えますので、もう少し強化するべきであることを、もう一度、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 大変広い町内の範囲を定期的にパトロールするというのも、物理的にはなかなか難しい面もありますので、いろんな情報をいただくことによって、そのチェックもしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） それでは、2点目に、ごみの減量化の取り組みについて、次の4点について、お伺いしたいと思います。

先ほど、森田議員からもこのごみの減量化については、また違った視点でも質問されておりますが、私からもさせていただきます。

政府は、海洋汚染につながるプラスチックごみの排出を抑制するため、スーパーやコンビニ、ドラッグストア、百貨店でのレジ袋の無料配布を一律に禁じる新たな法令を制定すると発表しております。背景には、バーゼル条約国会議で汚れたプラスチックごみの輸出入の規

制対象に加える条約改正案が採択をされまして、これまでリサイクル資源として輸出してきたプラスチックごみについて、汚れの程度により規制させるようになったのであります。

日本国内で排出されたペットボトルやトレイなどのプラスチックごみは、2017年、平成29年には903万トンで、23%は再利用しておりますが、そのうち国内で処理できたのは4割程度であるとしています。多くは低コストの途上国に依存をし、東南アジア諸国などに輸出されているのが現状であります。

そこで、町長にお伺いしたいと思います。

まず一つには、平成28年、29年、30年の各年について、本年の家庭から出る1人あたりの可燃ごみ、ペットボトル、ビニール類の量はいくらなのか、お伺いします。先ほど、森田議員からも、京丹波町は府下でも一番ごみの量は少ないというような答弁もございましたが、それぞれの量をお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ただいまご質問いただきました区分ごとの年間の家庭ごみ1人あたりの排出量であります。平成28年度が可燃ごみが96.37キログラム、ペットボトルが1.50キログラム、ビニール類が19.45キログラムであります。平成29年は、先ほどと同じ順で申し上げますと、100.22キロ、1.56キロ、20.21キロ。平成30年は、100.69キロ、1.61キロ、20.71キロというふうになっているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今、町長は早口でおっしゃったので、書き留めましたが、いずれにしても、平成28年、29年と、それぞれ増えてきていると思っております。

二つ目であります。亀岡市では来年の夏の施行を目指して、全国初のプラスチックレジ袋禁止条例を制定をして、5月29日に市内に店舗を持つスーパー4社と、レジ袋の有料化を盛り込んだ協定書を締結したと報道をされておりました。住民からは、いろいろな賛否の声も上がっているとのことですが、やはり地球環境、そして地球温暖化への観点からも、行動することは必要不可欠なことであると考えます。本町においても、買い物袋持参は定着してきてはいると思います。しかし、町内に店舗を持つスーパーや小売店等にも働きかけて、こういったレジ袋の必要性というか、有料化というよりも、レジ袋禁止ということで、できるだけレジ袋を減らしましょうといった働きかけをすることも必要ではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 近年、プラスチックゴミによります環境汚染というのは、大きな社会問題となっておりますし、海洋のクジラでありましたり、魚の中からプラスチックが発見されたというようなこともあります。

そういった中で、亀岡市では、プラスチックごみの削減ということで、禁止をするというように、全国初の取り組みということで、非常に注目をされておるところであります。一気に禁止までということで、非常に大きなリスクも抱えるということになるかと思うんですけども、京丹波町としても、従来からエコバッグなり、マイバッグ、マイかごなどの取り組みをしている中で、さらに拡大をしていくよう、啓発に努めていきたいというふうに思うところがあります。特に、買い物客でスーパーの人というのは割と意識が高いですけども、どうしてもコンビニあたりのところが難しいというようなことで、レジ袋をもらわない、それからマイバッグを持つというようなことも、非常に重要だというふうに思いますし、いろんな取り組みも参考にしながら、削減に取り組んでいきたいというふうに思いますが、廃プラ、先ほど900万トンという話がありましたが、レジ袋自体は20万トンということで、2%ほどになるわけですけども、これは有料化というようなことで、ちょっと時期がまだ不明でありますけれども、富山県でやられた方式とかも参考にしながら、国も取り組むというようなことでありますので、そういった取り組みも注視をしながら、どういった取り組みが有効になるのか、亀岡市とは、南丹市とともに、2市1町でいろんな連携をしておるところでありますので、いろんな形で協力もしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今、町長の答弁の中にありましたように、やはりよく見るのは、コンビニで一つ物を買っても必ず袋をいただいておりますというのが現状であります。いつも私、レジ袋もそうですけれども、町長はマイボトルでいつも持参しておられるなど、その点、物すごく、ああ協力しておられるんだなどは思っております。

先ほども言いましたように、そういったレジ袋の無償配布を禁止すると、そういった法令を受けて、やはり京丹波町においても、環境推進委員会を年6回でしたか、開いて、いろんなリサイクル等、分別等にも協力をいただいて、大変京丹波町は船井衛管でも、やはりきれいにきちっと出されているという評価もあると思うんですけども、こういった他府県のやっぱり事例等も踏まえて、先ほど南丹市、亀岡市とも連携しながら、京丹波町もそういった検証をしながら、一歩ずつ推進をしていっていただきたいということであります。

まず、先ほどおっしゃいましたように、レジでお金を払って買い物袋をいただくときに、コンビニで少しでも、結構ですと、いらぬ運動ということも、やっぱり声かけて進めてい

くことも大事かと思うんです。職員もよく、お弁当を昼買って、ぶら下げて帰っておられますが、1日1袋だったら、2日目にはその袋をポイッとごみ袋に入れるんじゃなくして、またそれを再利用して、次の日にはまたそれに入れていただくとか、やっぱり2日に1枚、また3日に1枚としていくことによって、減っていくこともありますので、やはり私たち消費者が一人一人やっぱり変わらないと、これは削減に協力できたとは言えませんので、ぜひ、先ほど町長の答弁にもありましたように、いろんな事例も検証しながら進めていっていただきたいと思います。

三つに、教育長にお伺いしたいんですけれども、学校等の教育現場において、ごみの問題ですが、環境に及ぼす影響などについて、学習の中で、これまでの取り組み、どのような取り組みがされてきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 学校におけますごみ減量化の取り組みにつきましてでございますけれども、小学校では、4年生の社会科で「ごみのしゅりと利用」、6年生の家庭科では、「資源を生かす活動について」などを学習しておりますし、また、中学校におきましては、3年生の社会科公民の分野で、「省資源・省エネルギーや資源等の循環型社会について」、さらには2年生ですけれども、保健体育科で「ごみと健康」とか、「ごみ処理と個人の取組」などで、健康と関連付けるなど、発達段階に応じた学習をしてきておりまして、例えば、先ほど言いました4年生の教科書では、これが4年生の教科書ではございますけれども、このようにごみのことにつきましての単元を学習しておりますし、次のページには、パッカー車、ごみ収集車のところに行きまして、収集の方にいろんなインタビューをしながら、ごみの現状を見させてもらっているというふうな場面も出てきますけれども、こういった教科書をもとに、学校のほうでも学習を積んできているところがございますので、子どもたちから、ごみ問題に関しまして、関心を高めるとともに、子どもたちのちょっとした実践力も育てていこうということで、学校現場におきましても指導を積み重ねていただいているという状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） ただいま教育長から答弁をいただきまして、それぞれ学年、発達段階において、学習の中で取り組んでいるということでもあります。

この間、教育長も、新聞で亀岡の大井小学校が、こういったプラごみゼロ宣言ですか、何かそういった取り組みをするというように、大きく取り上げられておりましたが、学習する中で、子どもたちがいろんな話し合いを、多分ごみについて、また環境について、そういっ

たことを学習されると思うんですけれども、その中で出てきた意見というのは、どのように集約をされて、またそれをどのように子どもたちに返すか、学習の中で返すとか、そういったことはされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 全ての学習の状況を把握したわけではございませんけれども、何人かの先生に聞いておきますと、このごみの問題につきましては、学校の教室の中だけで解決できる問題ではございませんで、やっぱりそれぞれのお家の家庭とも連携していく中で、ごみ問題についての関心を高めたいということで、例えば1週間の間、家庭でどれだけのごみが出たか、例えばビニール系と紙系を分けるとか、そういったことを家庭の家族の皆さんにご協力いただきながら、そういう取り組みをして1週間のまとめをするとか、こういった取り組みもしておられるようなことも聞いていますし、また、例えば瑞穂小学校なんかでは、教室の中に分別用のごみ箱を設置をして、そこにどれぐらいたまるかというようなことを調べたりとかいうようなことをして、子どもたちなりに、ごみについてのやっぱり関心をまず高めていくということが大事ななということで、学校のほうでは取り組んできていただいているように思っております。

あわせて、この問題につきましては、学ぶだけじゃなくて、PTAの活動とかとも連動しながら取り組んでいただいているようにも聞いておりますし、さらには地域の子ども会のほうで、クリーン作戦とか、それから廃品回収とか、こういった取り組みも努めていただいているということも承知をしているところでございまして、やっぱり小さい頃からの身の回りの暮らしをよくしていくための問題として、ごみ問題を考えていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） それぞれの学校で取り組みをされているということでもあります。特に、やはりPTAも、保護者も一緒に考えるということは、とても大事なことでありますので、やはり保護者がまず関心を持って、またそれを子どもたちと一緒に考えるということは大事かと思うので、ぜひそういったことにも力を入れていただきたいと思っております。

次の問題も、同じくごみの問題でございしますが、食品ロスと、よく最近新聞等にも出ておりますので、このこともちょっと教育長にお伺いをしたいと思います。

これまで、大量破棄が問題視をされておりましたコンビニが、消費期限の近づいたお弁当など、まだ食べられる、売れ残りの品の廃棄を減らす取り組みをするなど、外食業界も食品ロス削減に向けて進んでおります。農林水産省のまとめによれば、日本の食品ロスは、20

16年、平成28年の推計では、643万トン、国民1人当たり約55キロだそうです。そのうち、291万トンが家庭から出される食べ残しで、4割超を占めていると出ておりました。消費する私たち一人一人の意識改革が重要視されております。

世界では、食料破棄が増える一方で、8億人も超える人々が栄養不足に苦しんでいるなど、矛盾もあります。食育等を通じて、食品ロス削減の学習に取り組むべきと考えますが、取り組んでおられるのかどうかも伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 学校におけます食品ロスに向けた取り組みについてでございますけれども、小学校におきましては、例えば瑞穂小学校においては、月に一度、「残さず食べようデー」を実施するなど、給食をとおして食の大切さを学んでおります。また、中学校では、蒲生野中学校における例ですけれども、生徒会の保健委員会が、この5月には、「給食たべきろう運動」を実施するなど、生徒の自主的な取り組みもしているところでございます。

今後におきましても、食育を通じて食べ物を大切にす気持ちや、感謝の気持ちを培うような取り組みを進めていくことが大切ではないかと考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） それぞれ、小学校、中学校、取り組みをされているということで、今は瑞穂小学校と蒲生野中学校ということですが、本町にはほかにも小学校がございますので、この取り組みをやはり広げていくということも、お願いしたいのと、まず、家庭から出る、学校ではもう先生がおるから食べようと思えますけれども、家庭に帰ったときに、やはり今のお子さんも、割に好きなものがあつたり、なかつたりあつて、やはりわがままというのは家庭で出てくるということもあります。やはりこれは、PTAも含めて、こういったことに取り組むということも必要かと思うんですけれども、その点の今後の取り組みはどのように考えるのか、伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） ただいまのご指摘でございますけれども、確かに食育といいますか、食生活にかかわりましては、学校だけで完結できるものではないというふうに思っております。もちろん学校の給食の中で食育活動もしていくわけですけれども、ここはやっぱり家庭と連携して取り組んでいくことが大事だと。となりますと、やっぱりPTAの皆さん方と連携、協力をしていくということが基本かなと思います。何せ、今は食品ロスという観点でお話ございましたけれども、食そのものは、子どもたちの心身の健康維持には必ず必要なものでございますので、この重要性を保護者の皆さんとともに考え合って、どのような食

生活をしていくかを考えながら、食品ロスのことについても啓発をしていけたらなというふうに思っております。

ある学校の校長は、恵方巻きのときに、どこか、コンビニでしたか、食品ロスで製造を限られたような形でされたという、そういう例を出しまして、いろんな世の中でそういう取り組みがなされていると、世界でも飢餓人口が増えている中で、やっぱり食物を大事にせなあかんというふうな話をされたとも聞いておりますので、いろんなタイミングを見ながら、そういった話も子どもたちにはしていく必要があるかなと思っておりますのでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今、教育長、おっしゃったように、やっぱり家庭も巻き込んだ連携しながらということであります。私たちがよく、冷蔵庫の奥とか、そして下とかに、見たら、賞味期限が切れたり、もうそういうことが多々あるんです。だから、そういうことも、子どもたちと一緒に冷蔵庫の中を調べるとか、そしてレンジの下を調べるとか、ガスレンジの下に、大抵いろんな乾物ものとか入れてますので、やはりそういうことを子どもと一緒に調べると、1週間なら1週間、1日でもいいですけども、そういった時を持って、どれだけあったのかということも、やっぱり発表するような場もあったらいいかなと思いますので、ぜひまたそのように、取り組めたらお願いしたいと思います。

続きまして、次に、町道235号線の供用開始について、町長にお伺いをいたします。

畑川ダム完成後、付け替え道路として完成をしています235号線は、南丹市との接続地点がいまだに未整備の状況であります。平成28年の9月議会で、当時の議員の質問に対しまして、南丹市側で一部、用地取得に難航している、日吉平団地内の歩道整備が全て完了した段階で、供用開始に向けて協議をしているとの町長の答弁でございました。

しかし、既に答弁から3年を経過しようとしております。協議の進展はあったのか、また、この間での協議状況と供用開始時期の見通しはどうか、お伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町道235号線につきましては、先ほど議員からもありましたとおり、南丹市側で一部用地取得が難航しておる状況でありまして、日吉平団地の隣接する道路整備が全て完了した段階で供用開始となるということで、その3年前から協議は難航したまま、停滞をしているというふうに聞いておりまして、供用開始の時期は、現在のところ未定というふうに聞いております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 全く前に進んでいないということですが、やはりそれは京

丹波町と南丹市と、両市町で話し合いを持たれているのかとは思いますが、協議内容というのはどのようなことが出されているのか、もしありましたらお伺いします。もう先ほどの用地取得と、それが難航しているということではありますが、全くそれから進まないということなのか、その見通し、さらに見通しというものは全く見えないのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 南丹市側でその用地買収を進めていただいておりますが、その用地買収がどうしても難航しておるということで、進まないという状況というふうに聞いております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 南丹市のほうで進まないということなんですけれども、やはり京丹波町からしたら、やはりぜひ前に進めていきたいというような意見はもちろんおっしゃっているかと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 当然、協議に向けてそういった希望は持っておりますけれども、南丹市側でその用地買収がどうしても進まないということ聞いております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） それでは次に、交通対策について、町長にお伺いをします。

一つには、町道下山日吉線についてであります。

南丹市、日吉へつながる町道として、大型や、そして乗用車が多く通行いたしております。しかし、道幅も狭く、樹木が覆いかぶさったり、沿道の草が繁茂して見通しが悪い箇所が多々あり、危険であります。管理者として早急な対応と、そして付け替え道路である235号線の供用開始を望む声をお聞きしますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 235号線については、先ほど答弁したとおりでございますが、下山日吉線、道路の両側が山林となっておる区間が多くありまして、道路に面した私有地から、竹木が繁茂している状況ということは、認識もしておるところであります。基本、私有地からの道路にはみ出した竹、木につきましては、所有者に伐採をお願いをしておりますけれども、所有者が特定できない場合でありましたり、道路管理上、通行に支障がある場合については、道路管理者において剪定なり伐採をし、安全の確保をしておるところでありまして、今後も道路の管理者として、適正な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えておると

ころでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 道路の管理者、町として、やはり町道ですので、そういったところも、もちろん見ていらっしゃると思うんですけども、大体年に何回ぐらいのそういった伐採、所有者がわからないというところもありますので、町がするんですけども、そういった、年に何回ぐらい、そういった草やら木が生えているところの伐採はされているのか、計画はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 今、町長の申しています下山日吉線につきましては、昨年度はちょっと木の伐採とか、行かせていただけていないんですけども、一昨年につきましては、主要木とか、そういう関係で草刈りも含めてさせていただいたということで、町全体といたしましては、たくさん町道がありますので、全部の町道を定期的に草刈りなり伐採をするということは、なかなか難しいことではありますが、優先するところを中心に、森林組合とかシルバー人材センターに委託するとかいうのも含めまして対応しておりますし、職員で要望があったところとか、危険だと思われるところにつきましては、職員で伐採とか剪定、また除草のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 去年はしていないということなんで、確かに通ったら草も木も垂れ下がっております。あそこは割に、明治鍼灸とか、ああいう病院に行かれる方も多いわけでありまして、お年寄りの方も行かれるんですよ。だから、そういった声もお聞きしますので、やはり昨年切っていないのであれば、やはり早急に切っていただきたいということをおきます。

続きまして、二つには、3月議会でもお聞きいたしました、町道下山駅前線の道路改良についてであります。3月議会での答弁とは変わらないとは思いますが、地権者との用地立ち会いですね。なかなか連絡先の確認に時間を要しているというようなご答弁でありました。これ、見通しはあるのかどうか、1点だけお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 3月に町長のほうから答弁させていただいたんですが、その時点から、今、数カ月がたっているわけですが、手紙等で立ち会いの依頼というふうな格好でさせていただいたり、住所地とか相続人の調査とかを継続してさせていただいているん

ですが、ちょっと立ち会いの目途は、現在立っていないというのが、実際のところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 目途が立っていないということなので、大変、ここ、ご存じのとおり通学路でございます。私もこの間もまたちょっと、警察のパトカーとすれ違うのに、そこまで行って、またパトカーがバックしていただいたんですけれども、これ、ミラーがあるところが、質美から出てきた場合は、確認しようと思ったら確認はできるんです。ミラーはね、あるところは。しかし、駅のほうからこう下がったときは全く見えないので、そういったときに、やはりそういう危ないというときもありますので、見通しがいいということであれば、何らかの違う方法がとれないかと考えるんですけどね。

こっちの元農協の跡地もありますのでね。あれを少し拡幅でカーブを緩くしていただくとか、そういうことができないかなと、私、素人なりに考えるんですけども、またそういった違う、一刻も早くそういった改良するための方法も、考えていただきたいと思いますが、もう一度お伺いします、その点について。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 以前から、カーブミラーのお話もいただいているわけですが、新規のカーブミラーの設置につきましては、当面、なかなか進捗しないという状況の中で、少しでもということで、電柱のほうに、カーブミラーの設置ということで、今、添架申請について、関電のほうに申請の準備をさせていただいておりますので、許可がおり次第、カーブミラーの設置のほうはさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） それでは、最後に、学校給食の無償化についてお伺いをいたします。

今、人口減少対策や経済的に厳しい保護者の負担軽減などから、小・中学校の給食の無償化を実施する自治体が急増をしております。文部科学省の実態調査によれば、2017年度、平成29年ですが、までに、小・中学校の双方で無償化を始めていたのは、28都道府県の76自治体、小・中学校のいずれかを無償化にしていたのは6都道府県の6自治体であります。また、一部無償化や補助をしていたのは424自治体に上っており、特に平成27年、28年、29年の3カ年で、約2.5倍に増えてきております。

そこで、教育長にお伺いをいたします。

教育長もご存じかと思いますが、本町においても、就学援助を受ける要保護、準要保護の

児童・生徒が年々増えてきております。平成28年は15%、平成29年は15.6%とお聞きいたしております。これは、不安定な働き方など、経済的に厳しい保護者も多くなってきているのではないのでしょうか。専門家によれば、保護者や子どもの実態を踏まえ、給食制度のあり方を見直す段階に入っていると指摘をされております。

本町の給食費は、学校給食法に基づき、保護者負担は小学校で年間4万8,000円、中学校で5万400円の負担となっております。平均的な所得の半分を下回る水準の世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合は、約7人に1人と言われております。これが子どもの貧困と思います。そうした中で、教育費のうち、給食費の占める割合は大きく、困窮世帯での負担は重いものとなっているのが実態であり、全国的に無償化や一部補助に踏み切る自治体が増えてきていると考えますが、給食制度のあり方について、教育長の見解をお伺いしたいです。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） ただいまのご質問ですけれども、これまでの定例会の一般質問でも同様のご提案をいただいているところではございますけれども、現時点におきましても、学校給食法の定めに従い、学校給食費の無償化は考えておりません。これからも安心・安全な学校給食の提供に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 学校給食法に基づいてということで、答弁は以前と変わりません。

本町でのこの子どもの貧困状況といった実態、どのように把握されているのか、もし把握されておられましたら、お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 経済的に困難などいいますか、経済的な理由によりまして、より就学困難な児童・生徒に対しましては、就学援助制度がございまして、一応、学校給食費の負担はこのほうでカバーしていただいているというところでございまして、今、数字で言いますと、令和元年5月の段階ですけれども、小学生で言いますと86名、中学生が46名、合計132名の該当の児童・生徒がこの援助制度を受けていただいているということでございまして、教育委員会といたしましては、就学困難な児童・生徒に対しては、就学援助制度によってカバーをさせていただいているということの認識を持っているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） それでは、この給食費に関してもそうですが、財政が伴いますので、町長にお伺いしたいと思います。

先ほどにも述べましたが、近年、学校給食の無償化や一部無償化、一部補助するなど、実施する自治体が急増しております。これは、少子化や子どもの貧困問題への位置づけとして実施していると言えるのではないのでしょうか。子育て支援として、学校給食の保護者への負担軽減の考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 基本的な考え方としまして、ただいま教育長が回答をさせていただいたとおりでございます。

ただ1点、ぜひお伺いをしたいと思うんですが、質問の中で、専門家によれば、保護者や子どもの実態を踏まえ、給食制度のあり方を見直す段階に入っているというようなご指摘を引用されておりますが、この専門家というのは誰のことなのかをご教示をいただきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） すみません。本というか、新聞に書いてありまして、そこまでちょっと、名前までは把握できておりませんでしたので、申しわけありません。また、わかり次第、町長のほうにお知らせをいたします。家に帰りましたらありますので。

そこで、町長にお伺いしたいんですけれども、本町の子どもですけれども、人数は毎年減少してきております。小・中学校の児童・生徒は、平成28年度で964人、平成29年度で900人、平成30年度で821人、平成31年度で779人と、このように毎年減少しており、少子化の対策というものは急務でございます。平成29年の一般質問で、第2子以降、もし半額した場合、財源は小中学校合わせてどのぐらいでできますかということをお聞きいたしましたところ、当時の教育長は700万円ほどというような試算を出されておりました。

今、日本の市町村の数は、2018年、平成30年時点で、市が792、特別区が23、町が743、村が183と、計で1,741市町村あります。そのうち、無償化や一部無償化、一部補助の市町村数は506市町村で実施をしております、約3割の市町村が、少子化や子どもの貧困問題への位置づけとして実施をされております。やはり、京都府はなかなかここまでは、府内では進んでいないところもありますが、南部のほうでは進めておりますし、北部だったら伊根町でもしております。やはりこの中心で、真ん中でありますこの京丹波町においても、一部補助、全く全額無償というよりも、また2子以降とか、3子以降とか、そういったところに補助をするということも、子育て支援の大きな一歩でございますので、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国におきましても、その幼児教育の場合、その保育料の無償化ということもありますけれども、給食費は徴収をすべきという見解であるというふうに理解をしております。現時点におきましては、京都府等の動向もうかがいながら考えていきたいというふうに思っておりますけれども、府内においては、先ほどありました伊根町なり、相楽東部なり、井手町で実施されているということは承知をしておりますけれども、基本的な考え方は、先ほど答えさせていただいたとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） これで一般質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は、11日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

議員の皆様には、お疲れのところ、大変ご苦労さまですが、この場において、午後4時から全員協議会を開催しますので、引き続きよろしく申し上げます。

なお、会場準備の都合上、一旦退席をしていただき、5分前をめどにご着席いただきますよう、お願いをいたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 山田 均

〃 署名議員 山下 靖夫